

三重の歯科保健

令和3年10月
三重県

目 次

I 三重県の歯科保健の状況

1	1歳6か月児歯科健康診査結果(令和2年度).....	2
2	3歳児歯科健康診査結果(令和2年度).....	4
3	1歳6か月児う蝕状況(平成27年度～令和元年度).....	6
4	3歳児う蝕状況(平成27年度～令和元年度).....	7
5	6歳児むし歯のない者の割合年次推移全国比較(平成23年度～令和2年度)...	8
6	9歳児むし歯のない者の割合年次推移全国比較(平成23年度～令和2年度)...	8
7	12歳児歯科健康診断結果(令和2年度).....	9
8	12歳児う蝕状況(平成28年度～令和2年度).....	11
9	フッ化物洗口実施状況(令和2年度).....	12
10	健康増進法に基づく歯周疾患検診受診者数、市町、指導区分.....	15
11	三重県及び市町歯科保健技術職員配置状況(令和2年4月1日現在).....	17
12	歯科医療従事者状況(平成30年:歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士).....	18

II 市町の歯科保健の状況

1	各市町の歯の健康指標設定状況.....	20
2	各市町の歯科保健事業実施状況(令和2年度).....	26

参考資料

歯科口腔保健の推進に関する法律.....	38
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項.....	42
都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について.....	50
フッ化物洗口ガイドラインについて.....	54
みえ歯と口腔の健康づくり条例.....	59
第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画における評価指標と目標値.....	63
障がい児(者)歯科ネットワーク.....	65
歯科保健医療関係団体名簿.....	67

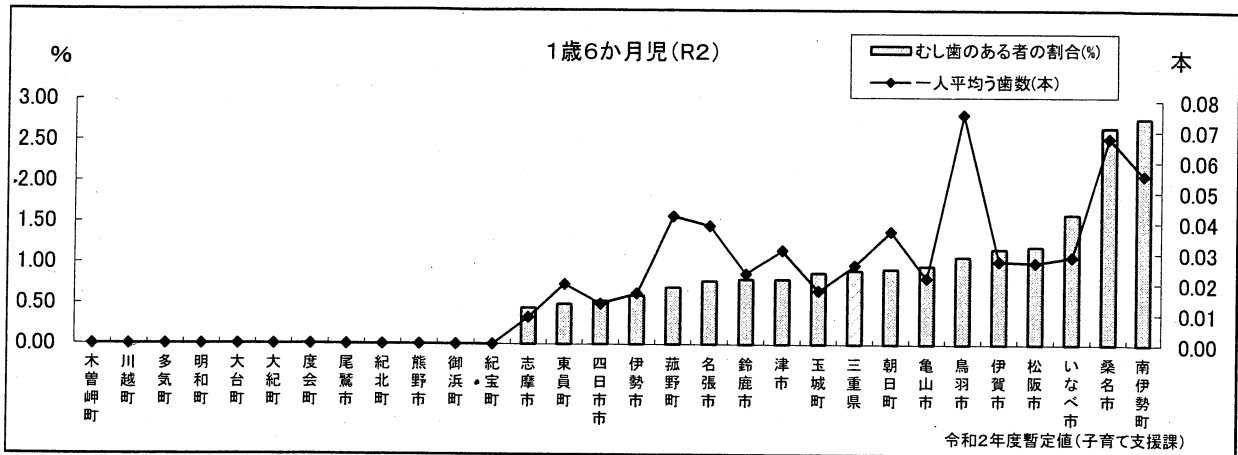
I 三重県の歯科保健の状況

1 1歳6か月児歯科健康診査結果（令和2年度）

	対象者数	受診者数	むし歯の 総数	むし歯の ない者の 割合	一人平 均歯数	むし歯のない者				むし歯の型別分類					軟組織 の異常	咬合 異常	その他 の異常
						O1型	O2型	不詳	計	A型	B型	C型	不詳	計			
						人	人	人	人	人	人	人	人	人			
桑名市	1,022	976	66	97.34	0.07	913	37	0	950	22	2	2	0	26	81	136	42
いなべ市	313	313	9	98.40	0.03	264	22	22	308	5	0	0	0	5	28	26	16
木曽岬町	29	30	0	100	0	30	0	0	30	0	0	0	0	0	4	7	3
東員町	205	203	4	99.51	0.02	201	1	0	202	1	0	0	0	1	9	13	2
四日市市	2,312	2,262	30	99.47	0.01	2,193	56	1	2,250	9	2	0	1	12	30	207	50
菰野町	293	286	12	99.30	0.04	283	1	0	284	2	0	0	0	2	3	16	0
朝日町	110	108	4	99.07	0.04	104	3	0	107	1	0	0	0	1	2	28	0
川越町	141	135	0	100	0	119	16	0	135	0	0	0	0	0	0	2	6
鈴鹿市	1,398	1,380	32	99.20	0.02	406	951	12	1,369	5	0	2	4	11	37	76	11
亀山市	410	414	9	99.03	0.02	168	242	0	410	4	0	0	0	4	51	18	16
津市	1,760	1,755	54	99.20	0.03	705	1,034	2	1,741	9	3	2	0	14	37	171	1
松阪市	1,084	1,081	29	98.80	0.03	477	591	0	1,068	11	2	0	0	13	130	177	156
多気町	81	81	0	100	0	75	6	0	81	0	0	0	0	0	0	4	14
明和町	205	203	0	100	0	159	35	9	203	0	0	0	0	0	46	20	14
大台町	45	45	0	100	0	23	22	0	45	0	0	0	0	0	3	6	2
伊勢市	860	839	14	99.40	0.02	467	367	0	834	5	0	0	0	5	33	85	64
鳥羽市	99	93	7	98.92	0.08	39	53	0	92	0	1	0	0	1	2	2	6
志摩市	230	226	2	99.56	0.01	132	93	0	225	1	0	0	0	1	32	51	20
玉城町	116	114	2	99.12	0.02	113	0	0	113	0	1	0	0	1	9	11	3
南伊勢町	36	36	2	97.22	0.06	35	0	0	35	1	0	0	0	1	5	2	1
大紀町	17	16	0	100	0	16	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0
度会町	40	40	0	100	0	29	10	1	40	0	0	0	0	0	1	4	0
伊賀市	525	511	14	98.83	0.03	465	39	1	505	4	1	1	0	6	4	22	3
名張市	519	515	20	99.22	0.04	401	110	0	511	4	0	0	0	4	14	37	15
尾鷲市	72	72	0	100	0	22	50	0	72	0	0	0	0	0	0	10	0
紀北町	55	52	0	100	0	21	31	0	52	0	0	0	0	0	6	6	0
熊野市	60	58	0	100	0	50	8	0	58	0	0	0	0	0	3	6	10
御浜町	35	35	0	100	0	22	13	0	35	0	0	0	0	0	4	2	1
紀宝町	61	61	0	100	0	32	29	0	61	0	0	0	0	0	2	8	6
三重県	12,133	11,940	310	99.10	0.03	7,964	3,820	48	11,832	84	12	7	5	108	576	1,153	462

令和2年度暫定値(子育て支援課)

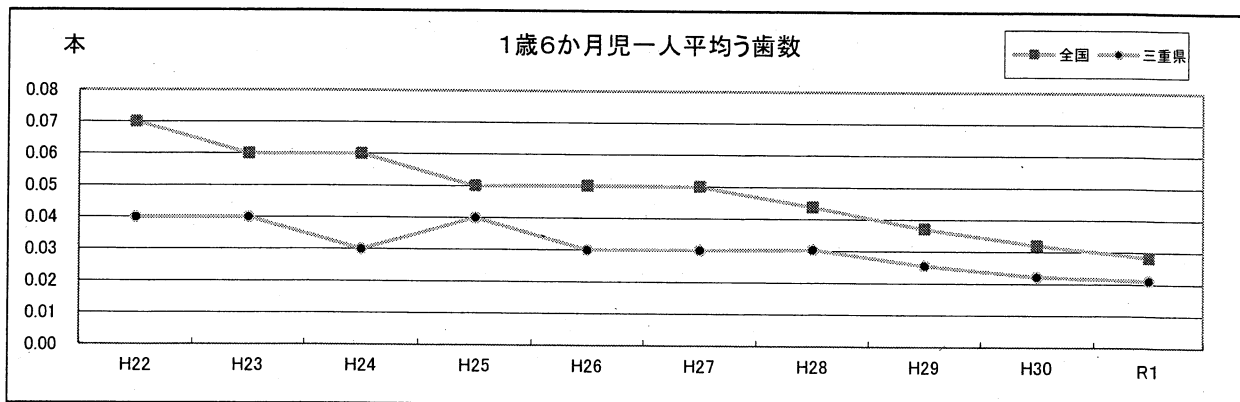
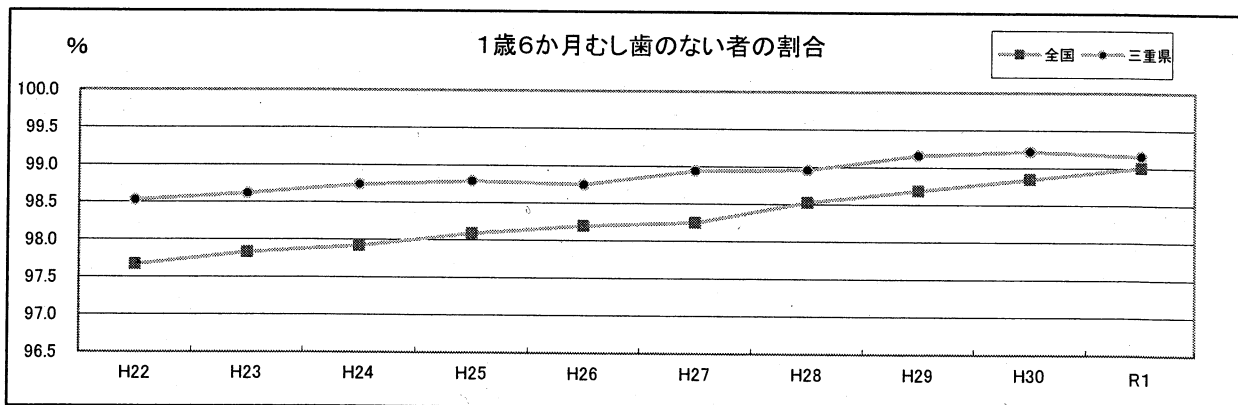
1歳6か月児歯科健康診査 むし歯のある者の割合・一人平均う歯数（令和2年度）



1歳6か月児う蝕状況年次推移全国比較（平成22年度～令和元年度）

年度	1歳6か月児むし歯のない者の割合(%)		1歳6か月児一人平均う歯数(本)	
	全国	三重県	全国	三重県
H22	97.67	98.53	0.07	0.04
H23	97.83	98.62	0.06	0.04
H24	97.92	98.74	0.06	0.03
H25	98.09	98.79	0.05	0.04
H26	98.20	98.75	0.05	0.03
H27	98.25	98.94	0.05	0.03
H28	98.53	98.96	0.04	0.03
H29	98.69	99.16	0.04	0.03
H30	98.85	99.22	0.03	0.02
R1	99.01	99.16	0.03	0.02

平成25年度以前 厚生労働省「1歳6か月児歯科健康診査実施状況」
平成26年度以後 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

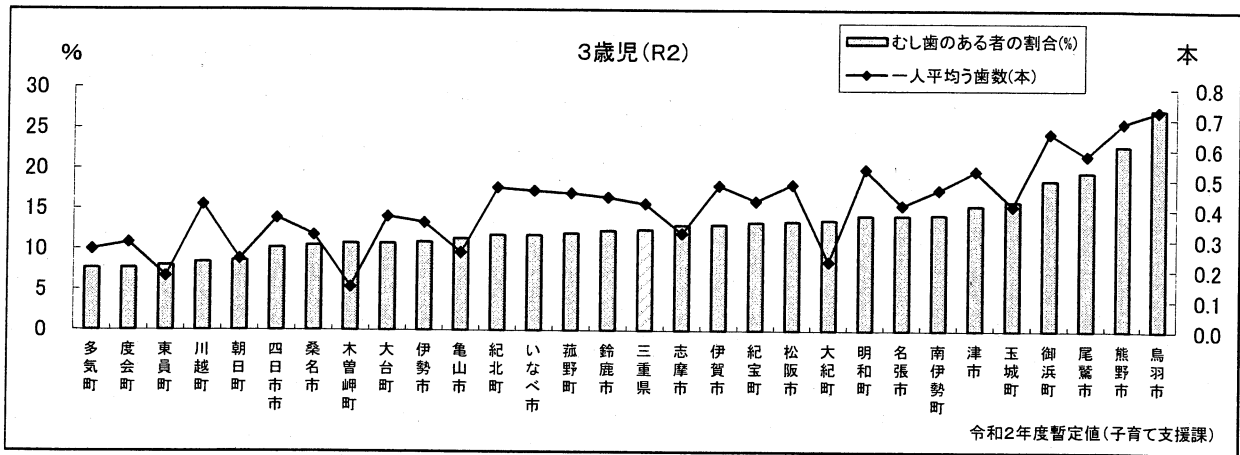


2 3歳児歯科健康診査結果（令和2年度）

	対象者数	受診者数	むし歯の 総数	むし歯の ない者の 割合	一人平 均5歯数	むし歯の ない者	むし歯の型別分類						軟組織の 異常	咬合異常	その他の 異常	
							O型	A型	B型	C1型	C2型	不詳				計
							人	人	人	人	人	人				人
桑名市	1,143	1,072	336	89.55	0.31	960	90	19	1	2	0	112	32	193	45	
いなべ市	353	348	160	88.22	0.46	307	24	14	1	0	2	41	11	55	8	
木曽岬町	28	28	4	89.29	0.14	25	2	1	0	0	0	3	0	5	2	
東員町	227	225	40	92.00	0.18	207	12	5	1	0	0	18	8	46	0	
四日市市	2,387	2,299	850	89.82	0.37	2,065	161	56	3	11	3	234	20	252	111	
菰野町	418	400	181	88.00	0.45	352	34	12	0	2	0	48	7	38	2	
朝日町	131	128	30	91.41	0.23	117	7	2	0	2	0	11	2	14	2	
川越町	172	167	69	91.62	0.41	153	10	3	0	1	0	14	2	9	8	
鈴鹿市	1,525	1,494	656	87.68	0.44	1,310	128	50	1	5	0	184	8	193	41	
亀山市	428	424	109	88.68	0.26	376	39	8	0	1	0	48	12	45	24	
津市	1,883	1,829	963	84.53	0.53	1,546	204	60	4	14	1	283	26	197	7	
松阪市	1,209	1,196	576	86.54	0.48	1,035	110	42	3	6	0	161	50	258	170	
多気町	107	105	28	92.38	0.27	97	5	3	0	0	0	8	0	8	8	
明和町	228	218	116	85.78	0.53	187	19	11	0	1	0	31	23	38	19	
大台町	56	56	21	89.29	0.38	50	4	2	0	0	0	6	0	5	3	
伊勢市	830	798	283	89.10	0.35	711	66	17	1	3	0	87	12	149	101	
鳥羽市	93	95	69	72.63	0.73	69	19	7	0	0	0	26	0	8	0	
志摩市	240	231	74	87.01	0.32	201	22	5	2	1	0	30	6	70	11	
玉城町	120	119	49	84.03	0.41	100	16	0	0	3	0	19	2	18	0	
南伊勢町	28	28	13	85.71	0.46	24	3	1	0	0	0	4	0	2	3	
大紀町	22	22	5	86.36	0.23	19	3	0	0	0	0	3	0	3	1	
度会町	52	52	15	92.31	0.29	48	1	0	0	0	3	4	0	4	0	
伊賀市	575	573	274	86.91	0.48	498	42	25	1	5	2	75	7	41	14	
名張市	587	583	241	85.76	0.41	500	58	25	0	0	0	83	5	71	26	
尾鷲市	97	97	56	80.41	0.58	78	10	2	5	2	0	19	1	8	1	
紀北町	68	68	32	88.24	0.47	60	4	2	2	0	0	8	1	4	0	
熊野市	96	92	63	77.17	0.68	71	12	8	0	1	0	21	0	13	6	
御浜町	44	43	28	81.40	0.65	35	5	3	0	0	0	8	1	6	2	
紀宝町	75	75	32	86.67	0.43	65	8	2	0	0	0	10	3	18	9	
三重県	13,222	12,865	5,373	87.57	0.42	11,266	1,118	385	25	60	11	1,599	239	1,771	624	

令和2年度暫定値(子育て支援課)

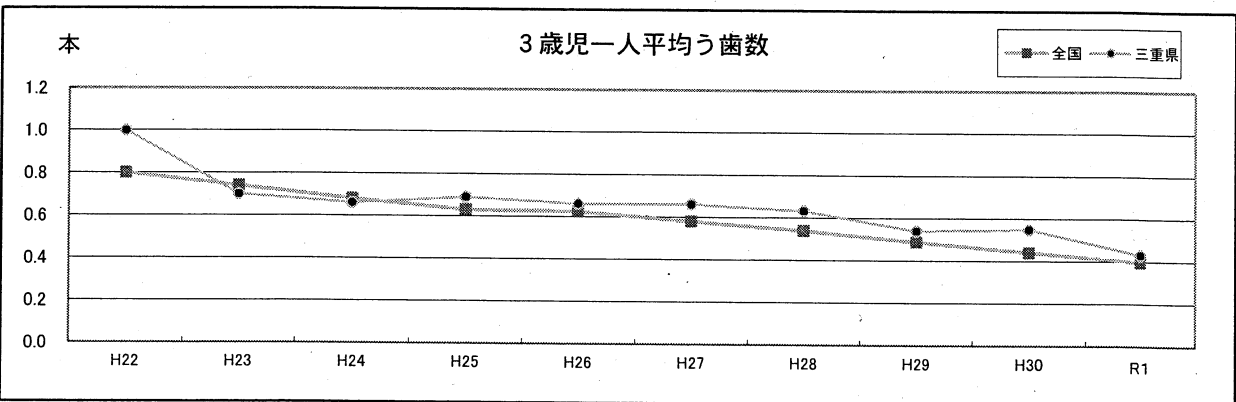
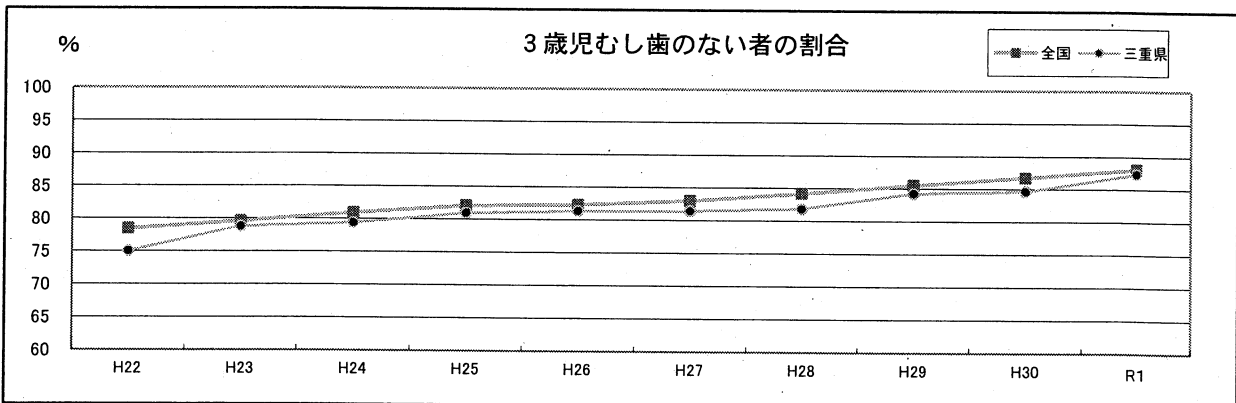
3歳児歯科健康診査 むし歯のある者の割合・一人平均う歯数（令和2年度）



3歳児う蝕状況年次推移全国比較（平成22年度～令和元年度）

年度	3歳児むし歯のない者の割合(%)		3歳児一人平均う歯数(本)	
	全国	三重県	全国	三重県
H22	78.46	75.04	0.80	1.00
H23	79.63	78.86	0.74	0.70
H24	80.93	79.44	0.68	0.66
H25	82.09	80.99	0.63	0.69
H26	82.31	81.38	0.62	0.66
H27	83.04	81.47	0.58	0.66
H28	84.20	81.89	0.54	0.63
H29	85.57	84.32	0.49	0.54
H30	86.76	84.70	0.44	0.55
R1	88.10	87.40	0.40	0.43

平成25年度以前 厚生労働省「3歳児歯科健康診査実施状況」
平成26年度以後 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」



3 1歳6か月児う蝕状況（平成27年度～令和元年度）

年度	H27		H28		H29		H30		R1	
	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)
桑名市	99.23	0.02	98.92	0.02	99.13	0.03	98.97	0.02	98.66	0.05
いなべ市	99.44	0.01	99.45	0.06	99.72	0.01	99.70	0.02	100	0
木曽岬町	100	0	100	0	100	0	100	0	96.43	0.04
東員町	100	0	100	0	100	0	98.95	0.02	100	0
四日市市	99.26	0.02	99.57	0.01	99.47	0.02	99.54	0.01	99.40	0.01
菰野町	99.04	0.02	99.44	0.03	99.66	0.01	99.71	0.00	99.43	0.01
朝日町	99.17	0.01	98.10	0.08	100	0	99.07	0.02	97.89	0.07
川越町	99.38	0.01	98.93	0.05	98.65	0.01	100	0	99.36	0.01
鈴鹿市	98.74	0.04	98.72	0.04	99.44	0.02	99.17	0.03	99.44	0.01
亀山市	99.16	0.02	98.86	0.04	97.58	0.08	99.48	0.02	99.52	0.01
津市	98.37	0.04	98.65	0.04	99.01	0.02	98.77	0.03	99.13	0.03
松阪市	99.27	0.02	98.93	0.02	99.37	0.02	99.41	0.01	99.13	0.02
多気町	99.02	0.04	100	0	97.96	0.05	97.09	0.06	98.92	0.02
明和町	98.85	0.02	98.43	0.04	97.79	0.08	99.02	0.05	99.00	0.03
大台町	97.83	0.09	100	0	96.43	0.09	100	0	100	0
伊勢市	99.32	0.02	99.37	0.02	99.10	0.04	99.39	0.02	98.56	0.03
鳥羽市	97.94	0.05	98.90	0.02	99.12	0.04	98.92	0.01	100	0
志摩市	99.26	0.01	99.12	0.01	100	0	98.77	0.02	100	0
玉城町	99.30	0.02	100	0	99.24	0.02	99.28	0.02	99.22	0.02
南伊勢町	100	0	100	0	100	0	100	0	100	0
大紀町	97.83	0	96.30	0.04	98.33	0.07	100	0	92.00	0.32
度会町	100	0	100	0	99.21	0.02	100	0	100	0
伊賀市	98.21	0.03	98.13	0.05	98.40	0.06	99.33	0.01	98.52	0.04
名張市	99.20	0.02	98.12	0.07	97.50	0.05	99.46	0.06	99.04	0.02
尾鷲市	96.59	0.08	97.78	0.06	98.67	0.03	100	0	100	0
紀北町	96.77	0.05	97.06	0.09	98.65	0.05	96.77	0.11	100	0
熊野市	96.91	0.07	96.20	0.05	96.47	0.08	98.84	0.07	100	0
御浜町	98.28	0.07	97.44	0.10	100	0	97.87	0.04	100	0
紀宝町	97.18	0.08	100	0	100	0	97.40	0.06	93.55	0.06
三重県	98.94	0.03	98.96	0.03	99.16	0.03	99.22	0.02	99.16	0.02
全国	98.25	0.05	98.53	0.04	98.69	0.04	98.85	0.03	99.01	0.03

厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

4 3歳児う蝕状況（平成27年度～令和元年度）

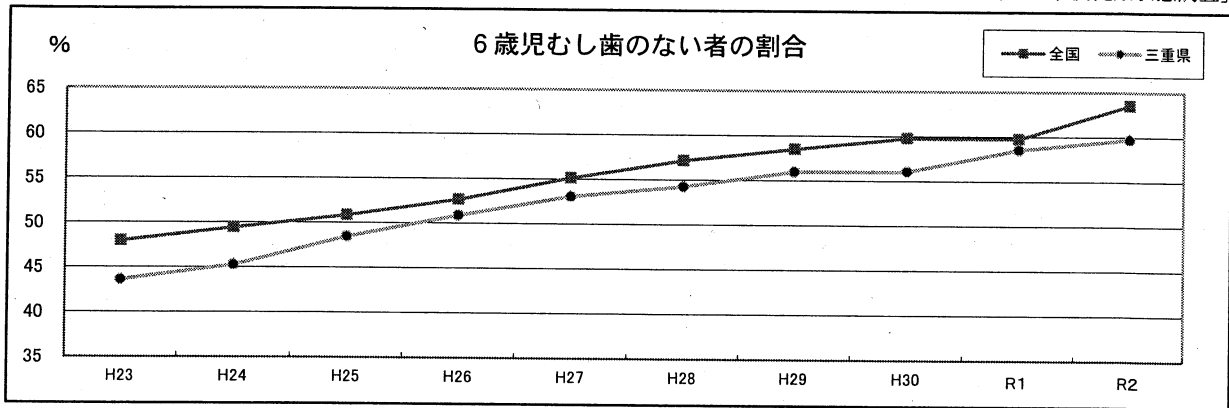
年度	H27		H28		H29		H30		R1	
	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)
桑名市	89.01	0.34	85.87	0.43	86.29	0.48	86.39	0.46	89.06	0.37
いなべ市	86.22	0.71	80.00	0.82	88.89	0.34	86.18	0.47	88.33	0.30
木曾岬町	84.21	0.82	81.58	0.34	85.71	0.34	78.95	0.79	87.18	0.56
東員町	90.72	0.36	86.93	0.51	85.20	0.60	88.33	0.42	88.00	0.51
四日市市	84.96	0.50	85.10	0.50	87.59	0.40	89.41	0.36	90.65	0.30
菰野町	79.37	0.74	86.76	0.35	95.36	0.48	86.80	0.48	90.71	0.30
朝日町	85.95	0.56	82.54	0.63	86.96	0.15	87.96	0.15	89.00	0.40
川越町	81.18	0.81	86.23	0.38	86.58	0.64	84.24	0.61	96.15	0.25
鈴鹿市	77.37	0.75	79.13	0.77	82.87	0.59	83.66	0.53	84.81	0.53
亀山市	77.24	0.86	79.06	0.68	83.11	0.56	84.13	0.61	86.71	0.46
津市	78.61	0.79	81.59	0.63	83.96	0.55	81.41	0.64	86.55	0.47
松阪市	80.00	0.72	80.77	0.69	84.25	0.52	85.23	0.60	87.16	0.47
多気町	75.00	0.74	85.71	0.55	77.06	0.82	84.03	0.57	86.79	0.29
明和町	83.84	0.60	83.25	0.79	83.87	0.59	84.34	1.08	87.83	0.41
大台町	79.63	0.67	74.07	0.54	82.93	0.80	81.03	0.79	92.59	0.44
伊勢市	80.08	0.75	79.70	0.69	82.66	0.57	78.78	0.77	83.89	0.52
鳥羽市	69.15	1.13	73.39	0.92	63.11	1.16	76.53	1.07	81.00	0.69
志摩市	83.87	0.58	80.00	0.86	81.02	0.64	87.01	0.54	87.12	0.51
玉城町	84.83	0.35	72.22	0.89	82.99	0.48	88.73	0.28	85.11	0.45
南伊勢町	81.40	0.65	78.00	0.62	67.50	0.88	86.36	0.25	82.00	0.54
大紀町	77.14	0.69	68.29	0.59	92.16	0.31	84.00	0.36	82.93	0.61
度会町	80.00	0.56	81.25	0.48	80.43	0.79	93.55	0.15	94.44	0.19
伊賀市	81.40	0.67	81.67	0.81	81.52	0.55	84.02	0.67	87.69	0.43
名張市	80.38	0.71	79.58	0.75	80.85	0.43	83.68	0.55	87.11	0.48
尾鷲市	70.79	1.07	70.00	1.04	75.61	1.32	76.92	0.65	82.54	0.75
紀北町	74.63	0.64	83.56	0.67	74.36	1.14	85.07	0.79	81.08	0.57
熊野市	81.37	0.68	85.98	0.29	78.38	0.49	81.18	0.74	85.15	0.54
御浜町	76.56	0.63	75.47	0.49	76.79	0.75	82.22	0.62	76.79	0.54
紀宝町	78.57	0.86	85.26	0.38	87.01	0.43	80.56	0.50	87.64	0.19
三重県	81.47	0.66	81.89	0.63	84.32	0.54	84.70	0.55	87.40	0.43
全国	83.04	0.58	84.20	0.54	85.57	0.49	86.76	0.44	88.10	0.40

厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

5 6歳児むし歯のない者の割合年次推移全国比較（平成23年度～令和2年度）

年度	6歳児むし歯のない者の割合（％）	
	全国	三重県
H23	47.94	43.63
H24	49.44	45.29
H25	50.87	48.49
H26	52.66	50.91
H27	55.15	53.11
H28	57.17	54.28
H29	58.51	55.99
H30	59.79	56.08
R1	59.76	58.57
R2	63.54	59.77

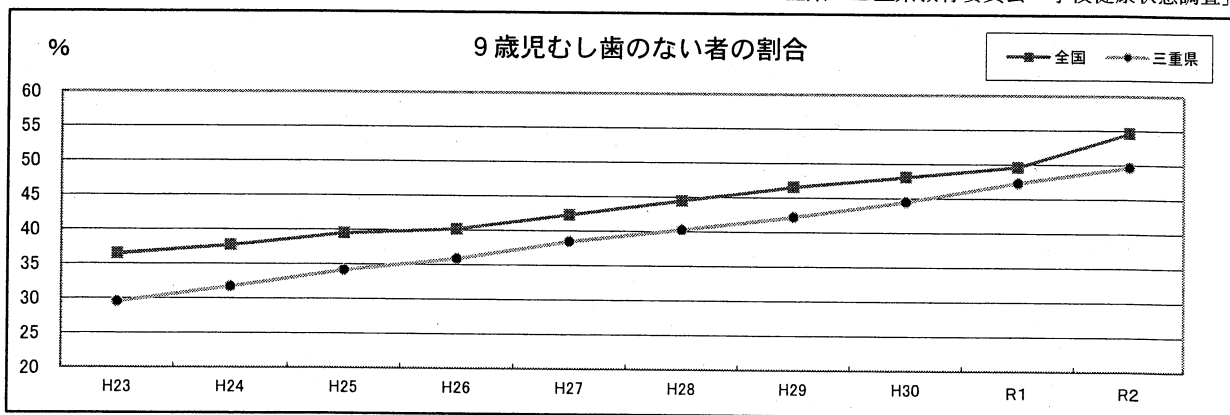
全 国：文部科学省「学校保健統計調査」
 三重県：三重県教育委員会「学校健康状態調査」



6 9歳児むし歯のない者の割合年次推移全国比較（平成23年度～令和2年度）

年度	9歳児むし歯のない者の割合（％）	
	全国	三重県
H23	36.47	29.52
H24	37.70	31.74
H25	39.48	34.17
H26	40.16	35.88
H27	42.31	38.47
H28	44.46	40.26
H29	46.56	42.18
H30	48.10	44.48
R1	49.61	47.32
R2	54.62	49.66

全 国：文部科学省「学校保健統計調査」
 三重県：三重県教育委員会「学校健康状態調査」

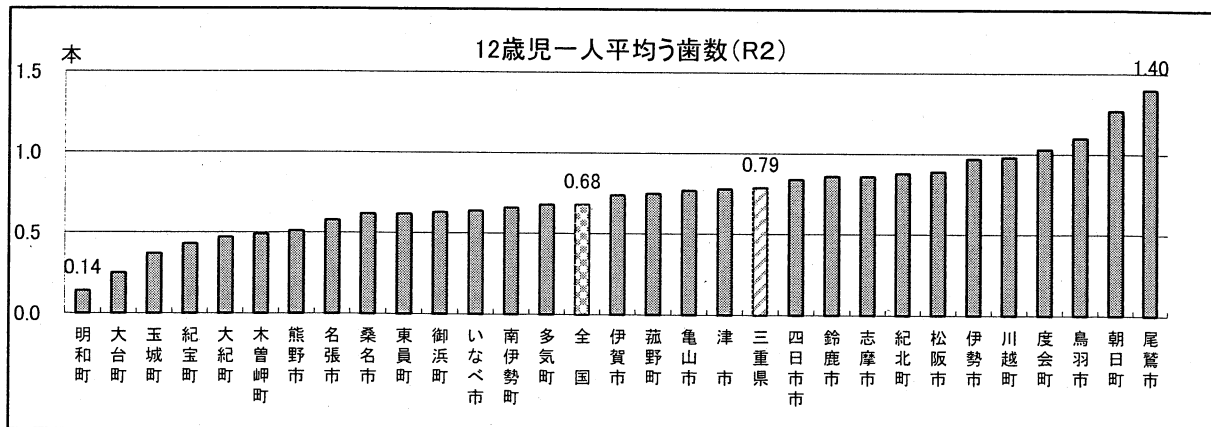


7 12歳児歯科健康診断結果（令和2年度）

	受検者数	計	喪失歯数 M	う歯			DMFT指数 (一人平均 う歯数)
				小計	処置歯数 F	未処置歯数 D	
				ア(イ+ウ)	イ	ウ(エ+オ)	
桑名市	1,193	739	18	721	481	240	0.62
いなべ市	203	130	1	129	65	64	0.64
木曾岬町	53	26	0	26	5	21	0.49
東員町	225	140	2	138	83	55	0.62
四日市市	1,128	947	18	929	468	461	0.84
菰野町	371	279	8	271	207	64	0.75
朝日町	33	42	1	41	39	2	1.27
川越町	130	127	0	127	56	71	0.98
鈴鹿市	646	558	3	555	406	149	0.86
亀山市	413	317	0	317	204	113	0.77
津市	2,057	1,613	34	1,579	1,015	564	0.78
松阪市	1,263	1,121	19	1,102	669	433	0.89
多気町	201	136	5	131	51	80	0.68
明和町	36	5	0	5	0	5	0.14
大台町	60	15	0	15	13	2	0.25
伊勢市	1,113	1,075	4	1,071	514	557	0.97
鳥羽市	63	69	0	69	36	33	1.10
志摩市	311	267	14	253	64	189	0.86
玉城町	147	54	0	54	52	2	0.37
南伊勢町	56	37	0	37	31	6	0.66
大紀町	64	30	0	30	22	8	0.47
度会町	70	72	0	72	55	17	1.03
伊賀市	717	528	30	498	232	266	0.74
名張市	224	131	0	131	47	84	0.58
尾鷲市	121	170	0	170	154	16	1.40
紀北町	97	85	1	84	42	42	0.88
熊野市	98	50	0	50	36	14	0.51
御浜町	52	33	0	33	19	14	0.63
紀宝町	37	16	0	16	11	5	0.43
三重県	11,182	8,812	158	8,654	5,077	3,577	0.79
全国							0.68

DMFT指数(一人平均う歯数) = 受検者のDMF歯の合計
受検者数

全 国：文部科学省「学校保健統計調査」
三重県：三重県教育委員会「学校健康状態調査」

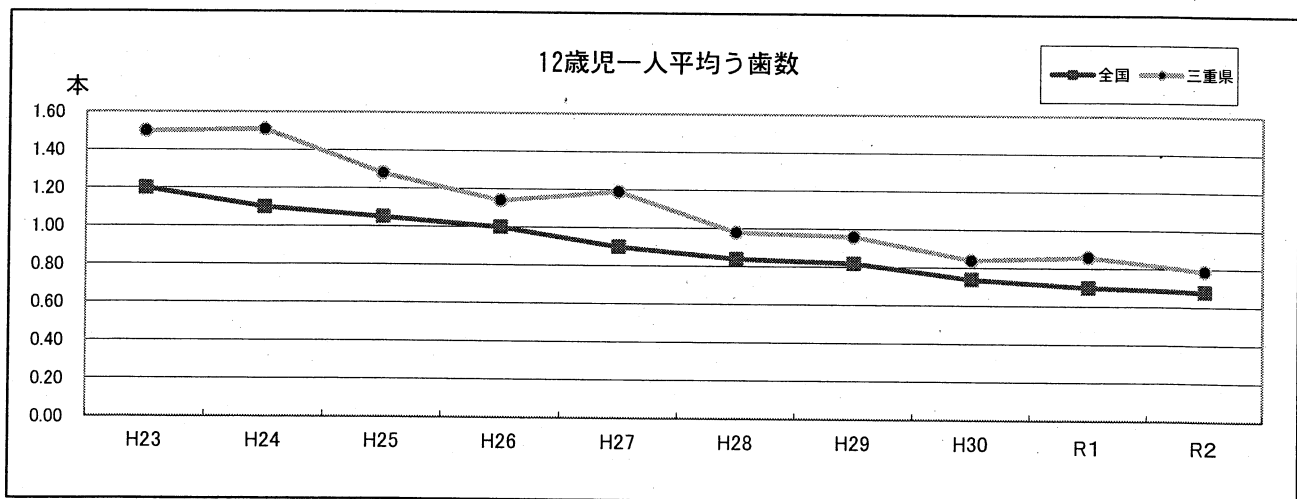
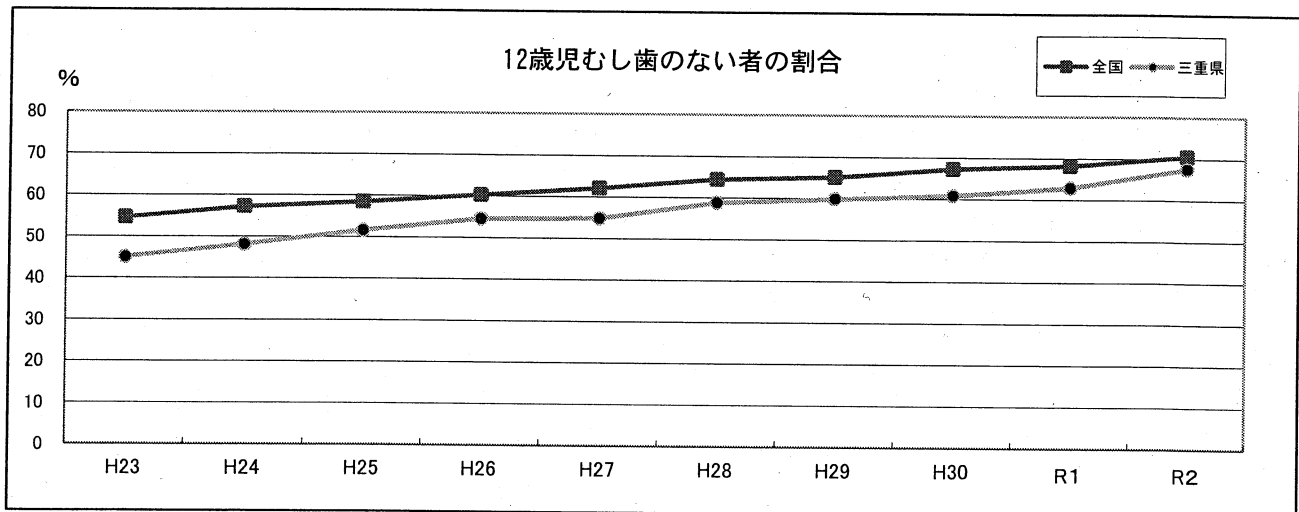


12歳児う蝕状況年次推移全国比較（平成23年度～令和2年度）

年度	12歳児むし歯のない者の割合(%)		12歳児一人平均う歯数(本)	
	全国	三重県	全国	三重県
H23	54.62	45.09	1.20	1.50
H24	57.22	48.12	1.10	1.51
H25	58.48	51.58	1.05	1.28
H26	60.30	54.55	1.00	1.14
H27	62.18	54.88	0.90	1.19
H28	64.48	58.83	0.84	0.98
H29	65.13	59.90	0.82	0.96
H30	67.28	60.87	0.74	0.84
R1	68.24	62.94	0.70	0.86
R2	70.56	67.58	0.68	0.79

全 国：文部科学省「学校保健統計調査」

三重県：三重県教育委員会「学校健康状態調査」



8 12歳児う蝕状況（平成28年度～令和2年度）

年度	H28		H29		H30		R1		R2	
	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)	むし歯のない者の割合 (%)	一人平均う蝕数 (本)
桑名市	60.01	0.84	60.05	0.96	58.94	0.92	61.18	0.90	70.85	0.62
いなべ市	68.70	0.62	61.69	1.69	67.80	0.63	70.40	0.39	66.50	0.64
木曽岬町	61.54	1.12	64.71	0.73	64.91	0.28	57.14	1.20	69.81	0.49
東員町	71.67	0.55	75.69	0.43	74.35	0.68	65.91	0.40	73.78	0.62
四日市市	61.94	1.07	64.31	0.87	64.03	0.75	65.77	0.76	74.94	0.84
菰野町	44.10	1.22	46.89	1.59	59.11	0.88	53.17	1.17	66.85	0.75
朝日町	39.16	1.65	28.32	2.25	33.13	0.92	38.65	1.64	43.48	1.27
川越町	77.61	0.37	58.21	1.68	73.81	0.26	66.42	0.58	73.08	0.98
鈴鹿市	58.58	1.06	56.26	0.80	58.86	0.74	64.25	0.93	63.97	0.86
亀山市	56.32	0.98	55.61	0.99	56.90	0.72	61.31	1.12	59.02	0.77
津市	60.38	0.88	65.55	0.64	60.83	0.70	60.97	0.78	65.40	0.78
松阪市	54.80	0.96	58.46	0.85	60.04	0.81	59.16	1.00	62.46	0.89
多気町	61.18	1.09	65.45	0.87	53.37	1.22	79.07	0.45	66.67	0.68
明和町	66.83	0.38	45.10	1.03	69.23	0.37	70.62	0.16	77.17	0.14
大台町	59.42	1.18	64.38	0.48	70.18	0.49	67.90	0.18	76.67	0.25
伊勢市	57.99	0.96	53.62	1.18	60.49	1.09	59.47	0.92	66.01	0.97
鳥羽市	67.86	0.39	57.04	1.47	56.55	2.11	59.03	1.02	65.25	1.10
志摩市	62.06	0.81	58.59	0.90	54.78	1.09	58.81	0.77	66.07	0.86
玉城町	33.33	2.45	48.09	2.04	41.78	1.68	51.66	1.37	76.19	0.37
南伊勢町	51.56	1.23	60.78	0.67	58.62	0.79	67.86	0.64	73.21	0.66
大紀町	53.23	1.16	50.00	0.84	64.58	0.96	59.52	0.74	68.75	0.47
度会町	38.37	2.28	44.12	1.39	44.64	1.39	61.97	1.08	38.57	1.03
伊賀市	54.17	1.48	58.34	0.89	60.24	0.91	64.66	0.89	70.79	0.74
名張市	69.03	0.57	72.03	0.43	72.25	0.46	74.96	0.29	69.56	0.58
尾鷲市	13.71	2.54	29.57	1.87	47.33	1.02	72.80	0.42	42.15	1.40
紀北町	40.52	1.53	52.25	1.08	62.07	0.66	61.98	1.00	74.73	0.88
熊野市	50.39	1.23	62.04	0.66	43.59	1.31	59.48	0.78	68.37	0.51
御浜町	54.67	0.85	67.19	0.82	56.06	1.00	43.18	1.43	63.16	0.63
紀宝町	63.54	0.77	58.23	0.57	68.54	0.61	58.23	0.86	72.09	0.43
三重県	58.83	0.98	59.90	0.96	60.87	0.84	62.94	0.86	67.58	0.79
全国	64.48	0.84	65.13	0.82	67.28	0.74	68.24	0.70	70.56	0.68

全 国：文部科学省「学校保健統計調査」
三重県：三重県教育委員会「学校健康状態調査」

9 フッ化物洗口実施状況（令和2年度）

—：対象施設なし

市町名	実施人数 (人)	実施施設数(施設)				総実施 施設数 (施設)
		幼稚園	認定こども園	保育園	小学校	
桑名市	0	0	0	0	0	0
いなべ市	0	—	—	0	0	0
木曾岬町	25	—	1	—	0	1
東員町	0	0	—	0	0	0
四日市市	30	2	0	0	0	2
菰野町	390	5	1	2	0	8
朝日町	0	0	—	0	0	0
川越町	0	0	—	0	0	0
鈴鹿市	200	0	1	4	0	5
亀山市	0	0	0	0	0	0
津市	340	1	5	4	0	10
松阪市	2,875	17	1	24	18	60
多気町	224	—	1	5	0	6
明和町	395	1	3	2	0	6
大台町	104	—	1	3	0	4
伊勢市	119	1	0	3	0	4
鳥羽市	101	1	—	7	0	8
志摩市	514	6	—	8	0	14
玉城町	280	—	1	3	0	4
南伊勢町	96	—	—	4	0	4
大紀町	0	—	—	0	0	0
度会町	110	—	—	3	0	3
伊賀市	130	0	0	6	0	6
名張市	27	0	0	2	0	2
尾鷲市	152	0	—	6	0	6
紀北町	64	1	—	5	0	6
熊野市	172	0	1	5	0	6
御浜町	90	—	2	—	0	2
紀宝町	185	1	—	5	0	6
三重県	6,623 人	36施設	18施設	101施設	18施設	173施設

令和3年3月末時点

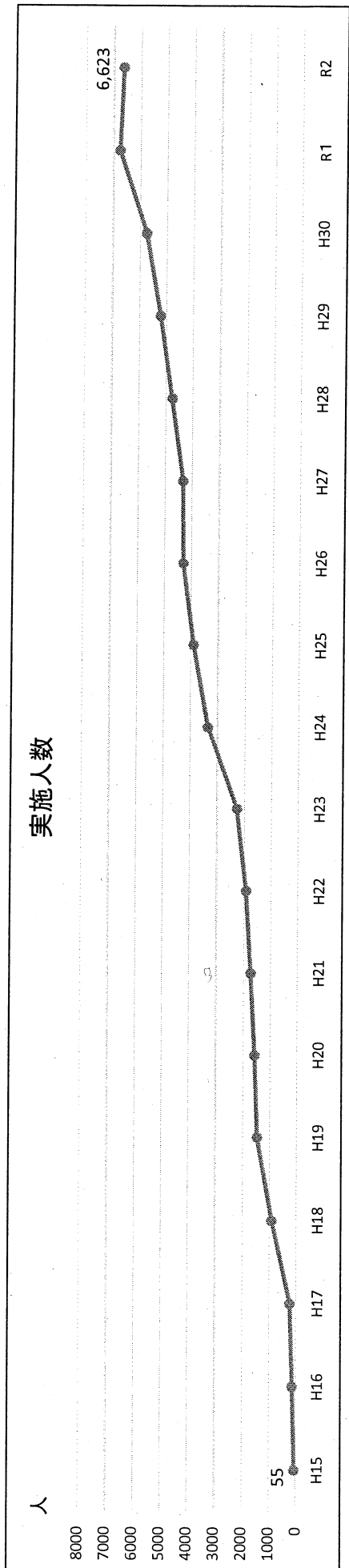
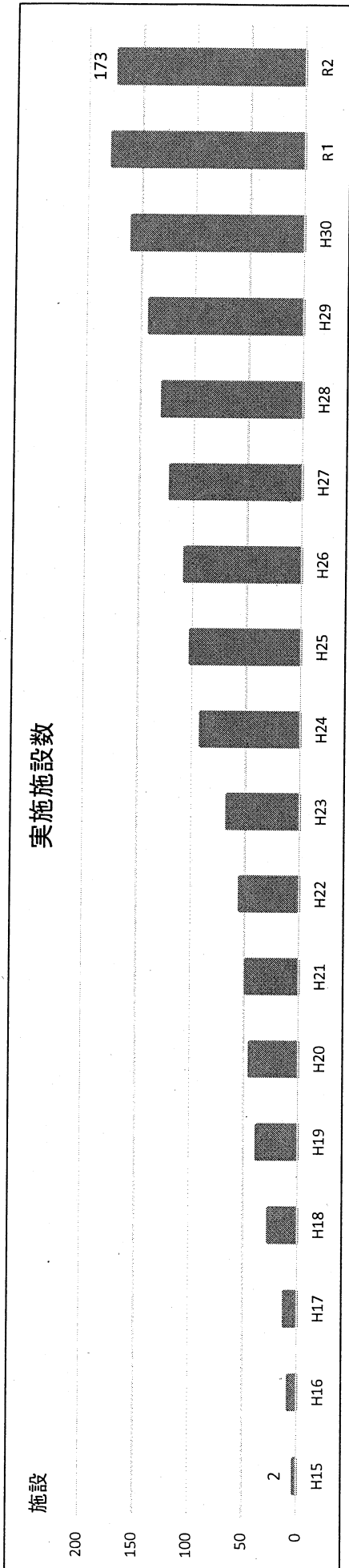
—：対象施設なし

市町名	実施施設率(%)				総実施 施設率(%)
	幼稚園	認定こども園	保育園	小学校	
桑名市	0	0	0	0	0
いなべ市	—	—	0	0	0
木曽岬町	—	100	—	0	50.0
東員町	0	—	0	0	0
四日市市	8.0	0	0	0	1.7
菰野町	100	100	100	0	61.5
朝日町	0	—	0	0	0
川越町	0	—	0	0	0
鈴鹿市	0	20.0	10.8	0	5.7
亀山市	0	0	0	0	0
津市	3.4	25.0	9.5	0	7.1
松阪市	85.0	33.3	75.0	50.0	65.9
多気町	—	100	100	0	54.5
明和町	100	100	100	0	50.0
大台町	—	100	100	0	50.0
伊勢市	14.3	0	11.1	0	6.2
鳥羽市	100	—	100	0	50.0
志摩市	100	—	100	0	66.7
玉城町	—	100	100	0	50.0
南伊勢町	—	—	100	0	57.1
大紀町	—	—	0	0	0.0
度会町	—	—	100	0	75.0
伊賀市	0	0	20.0	0	11.3
名張市	0	0	10.5	0	4.8
尾鷲市	0	—	100	0	50.0
紀北町	100	—	71.4	0	35.3
熊野市	0	100	100	0	40.0
御浜町	—	100	—	0	33.3
紀宝町	100	—	100	0	54.5
三重県	24.66%	27.69%	28.06%	5.11%	18.74%

令和3年3月末時点

フッ化物洗口実施状況年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
実施施設数(施設)	2	7	11	26	37	44	48	54	66	91	101	107	121	129	142	159	178	173
実施人数(人)	55	135	229	913	1,461	1,568	1,727	1,906	2,260	3,349	3,888	4,296	4,330	4,752	5,205	5,738	6,743	6,623



10 健康増進法に基づく歯周疾患検診受診者数、市町、指導区分

	総数	40歳	50歳	60歳	70歳	要精検者	要指導者	異常認めず
全 国	356,061	80,389	79,416	75,587	120,669	242,064	77,128	36,708
三 重 県	8,878	1,716	1,863	2,127	3,172	5,969	1,912	995
桑 名 市	151	126	5	8	12	79	49	23
い な べ 市	251	44	56	67	84	151	73	27
木 曾 岬 町	21	3	6	3	9	19	2	-
東 員 町	162	31	24	39	68	103	39	20
四 日 市 市	1,294	211	244	274	565	815	311	168
菰 野 町	-	-	-	-	-	-	-	-
朝 日 町	-	-	-	-	-	-	-	-
川 越 町	-	-	-	-	-	-	-	-
鈴 鹿 市	1,471	298	350	324	499	1,140	185	146
亀 山 市	267	66	73	61	67	172	61	34
津 市	1,970	320	426	478	746	1,390	439	141
松 阪 市	513	100	65	151	197	360	101	52
多 気 町	93	16	20	27	30	28	36	29
明 和 町	28	5	7	5	11	14	13	1
大 台 町	11	1	1	4	5	9	2	-
伊 勢 市	900	172	227	299	202	653	90	157
鳥 羽 市	16	3	8	5	-	15	-	1
志 摩 市	-	-	-	-	-	-	-	-
玉 城 町	44	5	7	8	24	25	12	7
南 伊 勢 町	38	6	8	7	17	30	-	8
大 紀 町	2	1	-	-	1	-	-	2
度 会 町	18	1	6	6	5	2	16	-
伊 賀 市	620	124	127	126	243	264	292	64
名 張 市	642	113	122	128	279	549	64	29
尾 鷲 市	126	16	32	47	31	66	35	24
紀 北 町	174	24	29	52	69	54	73	46
熊 野 市	27	18	9	-	-	7	10	10
御 浜 町	12	6	6	-	-	6	5	1
紀 宝 町	27	6	5	8	8	18	4	5

令和元年度 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

歯周疾患検診実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受診者数	684	1,500	1,527	1,526	1,714	2,745	3,259	3,944	5,077	4,983	6,423	6,445	6,846	8,435	8,483	8,878
実施市町数	10	10	10	9	8	12	13	15	18	18	21	20	22	24	25	25

健康増進法に基づく歯周疾患検診受診者数、都道府県、指導区分

	総数	40歳	50歳	60歳	70歳	要精検者	要指導者	異常認めず
全 国	356,061	80,389	79,416	75,587	120,669	242,064	77,128	36,708
北 海 道	7,168	1,737	1,645	1,460	2,326	3,886	2,166	1,116
青 森	6,588	1,409	1,406	1,550	2,223	4,536	1,412	637
岩 手	5,388	1,185	1,052	1,194	1,957	3,451	1,195	734
宮 城	11,662	2,057	2,295	2,557	4,753	8,981	2,012	669
秋 田	4,828	760	795	1,139	2,134	3,626	673	529
山 形	1,798	337	274	446	741	1,103	461	222
福 島	1,712	852	212	241	407	1,114	295	303
茨 城	5,884	1,338	1,256	1,237	2,053	3,960	1,297	625
栃 木	5,702	1,176	1,005	1,204	2,317	3,861	1,277	551
群 馬	4,288	963	819	864	1,642	2,753	1,008	527
埼 玉	10,797	2,832	2,314	2,254	3,397	6,958	2,530	1,309
千 葉	14,965	3,598	3,591	2,916	4,860	9,853	3,410	1,696
東 京	55,323	14,505	14,457	11,224	15,137	34,986	13,915	6,419
神 奈 川	14,051	2,702	2,917	2,782	5,650	10,152	1,994	1,905
新 潟	11,874	2,297	2,451	2,617	4,509	8,456	2,523	895
富 山	2,821	424	532	622	1,243	2,041	485	295
石 川	3,023	673	654	616	1,080	2,110	586	326
福 井	2,880	655	546	725	954	2,259	277	344
山 梨	2,386	439	595	571	781	2,148	112	126
長 野	8,942	1,806	2,047	2,110	2,979	6,267	1,725	944
岐 阜	8,689	1,735	2,009	1,974	2,971	6,416	1,527	746
静 岡	9,299	2,388	1,758	1,842	3,311	6,003	2,244	1,052
愛 知	39,665	8,994	9,098	8,548	13,025	27,693	9,273	2,699
三 重	8,878	1,716	1,863	2,127	3,172	5,969	1,912	995
滋 賀	1,282	509	270	236	267	631	458	184
京 都	2,215	547	491	499	678	1,404	562	249
大 阪	19,633	3,798	4,771	3,933	7,131	14,293	3,320	2,017
兵 庫	16,128	4,130	4,670	2,684	4,644	10,065	4,101	1,961
奈 良	1,799	305	401	408	685	1,326	337	136
和 歌 山	3,447	553	782	861	1,251	2,986	241	220
鳥 取	1,134	356	232	225	321	843	190	101
島 根	2,053	511	525	506	511	1,501	372	180
岡 山	1,527	220	246	296	765	813	494	220
広 島	12,960	2,729	2,652	2,819	4,760	9,166	2,661	1,133
山 口	1,627	430	429	382	386	1,082	367	178
徳 島	1,584	262	257	377	688	882	486	216
香 川	7,533	1,508	1,442	1,666	2,917	4,882	1,879	772
愛 媛	5,664	1,422	1,260	1,344	1,638	4,288	1,050	326
高 知	746	170	159	150	267	452	209	85
福 岡	9,553	2,326	1,535	2,002	3,690	6,595	2,019	919
佐 賀	1,350	305	286	251	508	910	306	134
長 崎	2,485	517	523	642	803	1,649	628	208
熊 本	2,467	510	418	617	922	1,500	634	329
大 分	1,410	319	357	465	269	872	343	193
宮 崎	2,118	438	433	482	765	1,517	393	208
鹿 児 島	7,650	1,661	1,486	1,658	2,845	5,340	1,441	869
沖 縄	1,085	285	200	264	336	485	328	206

令和元年度 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

11 三重県及び市町歯科保健技術職員配置状況

保健所	市町名	管轄人口	常勤職員数(人)		非常勤職員数(人)	
			歯科医師	歯科衛生士	歯科医師	歯科衛生士
桑名	桑名市	138,976		1		
	いなべ市	45,420				
	木曾岬町	6,111				
	東員町	25,664				
	菰野町	40,335				
	朝日町	11,033				
	川越町	14,987				
	小計	282,526	0	1	0	0
四日市	四日市市	310,019		1	1	
	小計	310,019	0	1	1	0
鈴鹿	鈴鹿市	195,328				
	亀山市	49,904				1
	小計	245,232	0	0	0	1
津	津市	273,638		1		
	小計	273,638	0	1	0	0
松阪	松阪市	158,997		1		
	多気町	14,244				
	明和町	22,519				
	大台町	8,786				
	小計	204,546	0	1	0	0
伊勢	伊勢市	122,894		1		1
	鳥羽市	17,617				
	志摩市	46,161		1		
	玉城町	15,118				
	南伊勢町	11,042				
	大紀町	7,811				
	度会町	7,822				
小計	228,465	0	2	0	1	
伊賀	伊賀市	86,306				
	名張市	76,074		1		
	小計	162,380	0	1	0	0
尾鷲	尾鷲市	16,214				
	紀北町	15,789				
	小計	32,003	0	0	0	0
熊野	熊野市	14,556				
	御浜町	8,024				
	紀宝町	10,466		1		
	小計	33,046	0	1	0	0
市町計		1,771,855	0	8	1	2
三重県		1,771,855	2	1	0	0
県市町計			2	9	1	2

令和2年4月1日現在

出典 管轄人口:三重の統計情報(みえData Box)人口・世帯の動き
人口調査結果(三重県の人口(市町別推計人口))

12 歯科医療従事者状況

保健所	市町名	人口(人)	歯科医師(人)	歯科衛生士(人)	歯科技工士(人)	人口10万対 歯科医師数 (人)	歯科医師1人当 歯科衛生士数 (人)	歯科医師1人当 歯科技工士数 (人)
桑名	桑名市	139,878	90	155	44	64.3	1.72	0.49
	いなべ市	45,383	18	27	8	39.7	1.50	0.44
	木曽岬町	6,200	2	4	0	32.3	2.00	0
	東員町	25,355	13	41	4	51.3	3.15	0.31
	菰野町	40,590	17	32	9	41.9	1.88	0.53
	朝日町	10,909	4	6	1	36.7	1.50	0.25
	川越町	14,873	8	12	0	53.8	1.50	0
	小計	283,188	152	277	66	53.7	1.82	0.43
四日市	四日市市	310,750	203	320	73	65.3	1.58	0.36
	小計	310,750	203	320	73	65.3	1.58	0.36
鈴鹿	鈴鹿市	196,257	117	196	56	59.6	1.68	0.48
	亀山市	50,035	24	39	12	48.0	1.63	0.50
	小計	246,292	141	235	68	57.2	1.67	0.48
津	津市	276,660	221	372	95	79.9	1.68	0.43
	小計	276,660	221	372	95	79.9	1.68	0.43
松阪	松阪市	160,907	116	240	66	72.1	2.07	0.57
	多気町	14,450	10	31	4	69.2	3.10	0.40
	明和町	22,621	10	33	3	44.2	3.30	0.30
	大台町	9,087	4	10	1	44.0	2.50	0.25
	小計	207,065	140	314	74	67.6	2.24	0.53
伊勢	伊勢市	124,650	118	218	44	94.7	1.85	0.37
	鳥羽市	18,306	11	10	7	60.1	0.91	0.64
	志摩市	47,653	36	59	14	75.5	1.64	0.39
	玉城町	15,291	7	13	10	45.8	1.86	1.43
	南伊勢町	11,680	6	5	0	51.4	0.83	0
	大紀町	8,212	1	0	1	12.2	0	1.00
	度会町	8,022	3	8	3	37.4	2.67	1.00
小計	233,814	182	313	79	77.8	1.72	0.43	
伊賀	伊賀市	88,111	48	82	17	54.5	1.71	0.35
	名張市	77,040	47	76	27	61.0	1.62	0.57
	小計	165,151	95	158	44	57.5	1.66	0.46
尾鷲	尾鷲市	16,767	10	8	1	59.6	0.80	0.10
	紀北町	15,217	10	14	6	65.7	1.40	0.60
	小計	31,984	20	22	7	62.5	1.10	0.35
熊野	熊野市	16,459	11	15	8	66.8	1.36	0.73
	御浜町	8,306	5	3	2	60.2	0.60	0.40
	紀宝町	10,707	6	3	6	56.0	0.50	1.00
	小計	35,472	22	21	16	62.0	0.95	0.73
三重県	1,790,376	1,176	2,032	522	65.7	1.73	0.44	

人口：三重県厚生統計「平成30年三重県の人口動態」
 歯科医師：厚生労働省「平成30年(2018年)医師・歯科医師・薬剤師統計」
 歯科衛生士、歯科技工士：三重県「平成30年度医療従事者届」

Ⅱ 市町の歯科保健の状況

1 各市町の歯の健康指標設定状況

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
桑名市	むし歯のない3歳児の割合 (3歳児健康診査)	3歳	86.40%	H30	88.33%	R2	↑ R6
	桑名市歯周病検診者の増加	40・50・ 60・70歳	126人	H30	153人	R2	↑ R6
	自分の歯が20本以上ある人(80歳以上)の増加 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	男性	48.0%	H30	48.96%	R2	↑ R6
		女性	47.5%	H30	49.5%	R2	↑ R6
いなべ市	1歳6か月児健康診査時における1人あたりの平均う歯本数の維持		0本	R2	0.03本	R3	減少 R3
	3歳6か月児健康診査時における1人あたりの平均う歯本数の減少		0.3本	R2	0.46本	R3	減少 R3
	幼児歯科定期健診及びフッ素塗布受診者の増加		658人	R2	540人	R3	増加 R3
木曽岬町	3歳児健診でむし歯のない幼児の割合		81.6%	H27	89.3%	R2	85%以上 R8
	学齢期における歯肉に炎症所見を有する児童・生徒の割合		17.9%	H28	—	—	10%未満 R8
	歯肉に炎症を有する人の割合(20~24歳)		35.7%	H28	—	—	25%未満 R8
	過去1年間に歯科健診を受診した人の割合(20歳以上)		35.9%	H28	—	—	50%以上 R8
	未処置歯を有する人の割合(35~44歳)		13.8%	H28	—	—	10%未満 R8
	未処置歯を有する人の割合(55~64歳)		16.2%	H28	—	—	10%未満 R8
	喪失歯のない人の割合(35~44歳)		69.3%	H28	—	—	71%以上 R8
	喪失歯のない人の割合(55~64歳)		62.9%	H28	—	—	70%以上 R8
	歯間部清掃用器具を使用する人の割合		33.6%	H28	—	—	46%以上 R8
東員町	むし歯のない3歳児の割合(3歳児健康診査)		—	—	92.0%	R2	97% R3
	妊婦歯科検診受診率		—	—	28.3%	R2	40% R3
	幼児歯科健診受診率		—	—	73.8%	R2	78% R3
	歯周病検診受診率		—	—	11.7%	R2	12% R3
四日市市	むし歯のない3歳児の割合(3歳児健康診査)		—	—	88.9%	H31	90.0% R4
狐野町	かかりつけ歯科医師のいる割合(アンケート)		77.2%	H29	77.2%	H29	86.7% R9
	奥歯で噛み締められない人の割合(アンケート)		25.0%	H29	25.0%	H29	25.0% R9
	8020運動の認知度(アンケート)		47.0%	H29	47.0%	H29	57.3% R9
	12歳1人平均う歯数(三重の歯科保健)		1.22%	H28	1.59%	H29	1.0未満 R9
	歯科検診を受けている妊婦の割合		16.6%	H28	16.6%	H28	25% R9
	仕上げみがきをしている保護者の割合(1歳6か月児健診)		92.5%	H28	92.5%	H28	95% R9
	かかりつけ歯科医がある児の割合(3歳6か月児健診)		33.1%	H28	33.1%	H28	45% R9
	歯みがきを実施している園の数		2園/9園	H28	2園/9園	H28	全園 R9
	フッ化物洗口を実施している幼稚園・保育園数		1園/9園	H28	8園/8園	R1	6園/8園 R9
	6歳児のう歯有病率(処置完了者を含む)		62.8%	H28	62.8%	H28	50.0% R9
朝日町	定期的に歯科検診を受診する成人を増やす		38.2%	H30	38.2%	H30	65% R5
	8020運動について知っている人を増やす		64.2%	H30	64.2%	H30	75% R5
	歯周病について内容を知っている人を増やす		71.4%	H30	71.4%	H30	90% R5
川越町	3歳児 う歯有病率		13.42%	H29	8.3%	R2	13.42% 以下 —
鈴鹿市	う歯のない幼児(3歳)		71.9%	H22	83.7%	H30	90.6% R5

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
鈴鹿市	定期健診を受けている人	42.7%	H22	44.2%	H30	51.1%	R5
	かかりつけ歯科医がいる人	65.7%	H22	72.3%	H30	75.9%	R5
亀山市	歯周病検診受診率	12.0%	H27	9.4%	R2	15%	R3
津市	8020運動を知っている人の割合（津市第3次健康づくり計画）	56.7%	H27	—	—	70%	R4
	60歳代で自分の歯が24本以上ある人の割合（津市第3次健康づくり計画）	30.0%	H27	—	—	45%	R4
	むし歯のない子どもの割合（3歳児）（津市第3次健康づくり計画）	78.6%	H27	84.6%	R2	85%	R4
	むし歯のない子どもの割合（12歳児）（津市第3次健康づくり計画）	53.0%	H27	65.4%	R2	60%	R4
	歯磨きを1日2回以上する人の割合（津市第3次健康づくり計画）	76.7%	H27	—	—	92%	R4
	歯周病検診受診率（津市第3次健康づくり計画）	12.3%	H27	13.4%	R2	18%	R4
	妊婦歯科健診受診率（津市第3次健康づくり計画）	43.7%	H27	50.5%	R2	50%	R4
松阪市	3歳児のむし歯のない幼児の割合	81.0%	H26	86.5%	R2	90%	R5
	保護者が仕上げみがきを毎日実施している割合	87.8%	H26	93.7%	R2	95%	R5
	3回以上の間食の習慣がある幼児の割合	7.7%	H26	8.4%	R2	5%	R5
	家庭でフッ化物配合スプレーやジェルを使用する幼児の割合	34.0%	H26	55.5%	R2	60%	R5
	フッ化物歯面塗布を受ける幼児の割合	31.2%	H26	33.6%	R2	40%	R5
	屋食後に歯みがきに取り組んでいる保育園	31園	H26	29園 82.9%	R2	35園 100%	R5
	屋食後に歯みがきに取り組んでいる幼稚園	19園	H26	18園 100%	R2	18園 100%	R5
	フッ化物洗口を実施している保育園	6園	H26	25園 71.4%	R2	100%	R5
	フッ化物洗口を実施している幼稚園	0園	H26	15園 88.9%	R2	100%	R5
	6歳児のむし歯がない人の割合	44.5%	H26	60.4%	R2	60%	R5
	12歳児のむし歯がない人の割合	55.0%	H26	60.3%	R2	80%	R5
	歯肉炎を有する小学生の割合	4.6%	H26	3.3%	R2	3%	R5
	歯肉炎を有する中学生の割合	6.2%	H26	3.2%	R2	3.9%	R5
	屋食後に歯みがきに取り組んでいる小学校	28校	H26	27校	R2	36校 100%	R5
	屋食後に歯みがきに取り組んでいる中学校	3校	H26	3校	R2	5校 41.7%	R5
	フッ化物洗口を実施している小学校	0校	H26	50%	R2	36校 100%	R5
	フッ化物洗口を実施している中学校	0校	H26	0%	R2	5校 41.7%	R5
	就寝前歯をみがく生徒の割合	79.1%	H26	—	—	90%	R5
	市の歯周病検診を受けている割合	5.2%	H26	3.4%	R2	10%	R5
	妊婦歯科健康診査を受けている割合	31.3%	H26	37.9%	R2	40%	R5
	定期的に歯科健診を受けている人の割合（20歳以上）	48.1%	H26	—	—	60%	R5
	定期的に歯科健診を受けている人の割合（60歳代）	52.4%	H26	—	—	60%	R5
	歯間部清掃用具を使用している人の割合（20歳以上）	47.4%	H26	—	—	55%	R5
	歯間部清掃用具を使用している人の割合（60歳代）	55.2%	H26	—	—	60%	R5
	フッ化物洗口を知っている人の割合	20.9%	H26	—	—	40%	R5
	8020運動を知っている人の割合（20歳以上）	56.9%	H26	—	—	70%	R5
8020運動を知っている人の割合（60歳代）	56.6%	H26	—	—	70%	R5	

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
松阪市	歯周病の全身への影響について知っている人の割合 (糖尿病：20歳以上)	35.9%	H26	—	—	50%	R5
	歯周病の全身への影響について知っている人の割合 (糖尿病：60歳代)	40.8%	H26	—	—	50%	R5
	歯周病の全身への影響について知っている人の割合 (肺炎：20歳以上)	21.1%	H26	—	—	50%	R5
	歯周病の全身への影響について知っている人の割合 (肺炎：60歳代)	23.3%	H26	—	—	50%	R5
	60歳以上で20本以上の自分の歯を有する人と割合	62.7%	H26	—	—	70%	R5
	みえ歯一とネットに参加している歯科医療機関数	10ヶ所	H26	8ヶ所	R2	15ヶ所	R5
	定期的な歯科検診を実施している障がい者入所施設数	2ヶ所	H26	2ヶ所	R2	3ヶ所	R5
	口腔機能向上サービスを実施している介護予防通所系事業所数	8ヶ所	H26	9ヶ所	R2	増加	R5
多気町	むし歯のない1歳6か月児の増加	99.0%	H25	100%	R2	100%	R6
	むし歯のない3歳6か月児の増加	73.8%	H25	92.4%	R2	90.0%	R6
	仕上げ磨きをしている親の増加	88.2%	H28	83.5%	H30	90.0%	R6
	フッ化物歯面塗布を実施している（フッ化物の利用をしている） 幼児の割合	70.1%	H28	97.4%	R2	75.0%	R6
	フッ化物洗口をしている保育園の数	100%	H28	100% 6園	H30	全数	R6
	屋食後に歯磨きに取り組んでいる保育園の数	100%	H28	100% 6園	H30	全数	R6
	むし歯のない小学生の増加	45.1%	H28	51.9%	R2	60.0%	R6
	むし歯のない中学生の増加	58.3%	H28	64.0%	R2	65.0%	R6
	歯肉炎を有する小学生の割合	1.0%	H29	1.0%	H30	1%未満	R6
	歯肉炎を有する中学生の割合	2.0%	H29	7.9%	H31	5%未満	R6
	屋食後に歯磨きに取り組んでいる小学校の数	5校	H29	5(全数)	H30	全数	R6
	屋食後に歯磨きに取り組んでいる中学校の数	2校	H29	2(全数)	H31	全数	R6
	よく噛んで食べることを指導している学校の数	7校	H29	7(全数)	H31	全数	R6
	歯磨きを1日3回以上する人の増加	23.1%	H31	23.1%	H30	35%	R6
	60-64歳で自分の歯が24本以上ある人の増加	59.2%	H31	59.2%	H30	75%	R6
	歯ぐきがかれたり、歯磨きの時に出血する人の減少	48.5%	H31	48.5%	H30	40%	R6
	妊婦歯科健診を受ける人の増加	33.3%	H31	38.7%	R2	50%	R6
	歯周病検診を受ける人の増加	9.6%	H31	11.6%	R2	20%	R6
	かかりつけ歯科医がある人の増加	86.7%	H31	86.7%	H30	90%	R6
	8020運動を知っている人の増加	51.4%	H31	51.4%	H30	60%	R6
	歯周病の全身への影響を知っている人の増加	60.2%	H31	60.2%	H30	70%	R6
	後期高齢者歯科健診を受ける人の割合	14.7%	H31	19.9%	R2	25%	R6
地域ケア会議の回数	17回	H31	15回	R2	15回以上	R6	
明和町	むし歯のない1歳半児の増加	99.4%	H24	100%	R2	99.5%以上	R4
	むし歯のない3歳半児の増加	74.4%	H24	85.7%	R2	85%以上	R5
	むし歯のない小学生、中学生の増加	31.2%	H24	62.2%	R2	50%以上	R5
	12歳児1人平均むし歯数	0.71本	H24	0.38本	H28	0.3本以下	R4
	歯周病検診の受診者の増加	60人	H24	244人	R2	270人以上	R5
	昼食後の歯磨きに取り組んでいる学校の割合	—	—	85.7%	R2	100%	R4

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度	
明和町	フッ化物塗布を受ける幼児の割合	54.7%	H24	61.0%	R2	98%以上	R4	
	フッ化物応用を実施している施設数	8ヶ所	H24	6ヶ所	R2	増加	R4	
	自分の歯を有する人の増加	60歳代で 24歯以上	—	—	30.1%	H29	83%以上	R4
		80歳代で 20歯以上	—	—	—	—	40%以上	R4
	学齢期における歯肉に炎症所見を有する割合(小学生)	7.8%	H24	2.7%	R2	1.9%	R4	
	かかりつけ歯科医がいる人の増加	—	—	—	—	82%以上	R4	
大台町	むし歯のない1歳6か月児の割合	97.8%	H27	100%	R2	100%	R2	
	むし歯のない3歳6か月児の割合	79.3%	H27	84%	R2	90.0%	R2	
	12歳児一人平均歯数	1.44本	H27	0.25本	R2	1.2本	R2	
	1日2回歯磨きしている人の割合	68.6%	H27	71.2%	R2	75%	R2	
	60～64歳で20本以上自分の歯のある人の割合	66.8%	H27	76.7%	R2	70%	R2	
	定期的に歯科医院を受診している人の割合	28.8%	H27	38.0%	R2	50%	R2	
	3歳児のむし歯がない幼児の割合	74.0%	H28	84.0%	R2	85%	R2	
	保護者が仕上げ磨きを毎日実施している割合	68.0%	H28	71.0%	R2	85%	R2	
	フッ化物歯面塗布を受ける幼児の割合	58.8%	H28	13.2%	R2	70%	R2	
	哺乳瓶にジュースを入れて飲ませない人の割合	76.4%	H28	86.5%	R2	95%	R2	
	中学1年生のむし歯がない人の割合	67.1%	H28	85.0%	R2	75%	R2	
	フッ化物洗口に向けて取り組む学校(小学校)	0校	H28	0校	R2	4校	R2	
	町の歯周疾患検診を受けている人の割合	0.9%	H28	1.8%	R2	5%	R2	
	妊婦等歯科健診を受けている人の割合	21.7%	H28	15.1%	R2	35%	R2	
	健診目的で定期的に歯科受診している人の割合(成人)	28.8%	H28	38.0%	R2	60%	R2	
	8020運動を知っている人の割合	46.0%	H28	56.6%	R2	70%	R2	
	後期高齢者歯科健診受診率	15.6%	H28	20.9%	R2	20%	R2	
	歯と口腔の健康づくり健康教室の開催数	0地区	H28	1地区	R2	6地区	R2	
	口腔機能向上サービスを実施している介護サービス事業所の割合	100%	H28	100%	R2	100%	R2	
	障がい者(児)・要介護者の実態調査の実施	未実施	H28	実施	R2	実施します	R2	
伊勢市	自分の歯を多く有する人(60歳:24本以上)の増加	74.18%	H26	83%	R2	85%	R7	
	むし歯のない子どもの増加(3歳児)	77.2%	H26	89.1%	R2	90%	R7	
鳥羽市	1日3回以上間食をする幼児(1歳6か月児)の割合	8.6%	H30	8.6%	H30	減少	R6	
	むし歯のない幼児(3歳児)の割合	76.5%	H30	70.8%	R2	三重県の 平均値	R6	
	仕上げ磨きを毎日する人の割合	90.7%	H30	96.8%	R2	増加	R6	
	おやつを与える回数を決めていない幼児(3歳児)の割合	34.0%	H30	31.6%	R2	減少	R6	
	むし歯のない幼児(5歳児)の割合	49.0%	H30	57.1%	R2	増加	R6	
	1日2回以上歯みがきをする人の割合	69.8%	H30	69.8%	H30	増加	R6	
	歯間清掃用具を使用する人の割合	47.9%	H30	47.9%	H30	増加	R6	
	定期的に歯科健診を受ける人の割合	41.5%	H30	41.5%	H30	増加	R6	
	食事をかんで食べる時、何でもかんで食べられる人の割合	70.9%	H30	70.9%	H30	三重県の 平均値	R6	

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
鳥羽市	8020運動を知っている人の割合	51.8%	H30	51.8%	H30	増加	R6
	かかりつけ歯科医を持つ人の割合	74.8%	H30	74.8%	H30	増加	R6
	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導をうけたことがある人の割合	58.4%	H30	58.4%	H30	増加	R6
志摩市	むし歯のない幼児の割合（3歳児）	81.02%	H29	87.01%	R2	90%	R5
	むし歯のない児童の割合（12歳児）	58.59%	H29	66.07%	R2	78.4%	R5
	2歳児歯科教室に参加する人の割合	80.63%	H29	84.82%	R2	85%	R5
	2歳6か月児歯科教室に参加する人の割合	77.22%	H29	85.71%	R2	80%	R5
	午後9時までには就寝する幼児の割合（3歳児健診受診者）	52.38%	H29	47.62%	R2	増加	R5
	おやつを与える回数を決めていない幼児の割合（3歳児健診受診者）	31.14%	H29	24.78%	R2	減少	R5
	フッ化物洗口を実施している施設（保育所・幼稚園）の割合	93.75%	H29	100%	R2	100%	R5
	施設（保育所・幼稚園）でフッ化物洗口を実施した幼児の割合	77.80%	H29	95.36%	R2	80%	R5
	歯や口の困りごとのない人の割合（2歳6か月児歯科教室参加の保護者）	35.16%	H29	45.87%	R2	増加	R5
	歯周疾患で受診した人の割合（40～44歳国民健康保険加入）	49.30%	H29	—	—	減少	R5
	歯周疾患で受診した人の割合（60～64歳国民健康保険加入）	72.89%	H29	—	—	減少	R5
	8020運動を知っている人の割合（2歳6か月児歯科教室参加の保護者）	46.7%	H29	50.52%	R2	55%	R5
	8020運動を知っている人の割合（健康意識調査 2018年度）	43.5%	H29	—	—	55%	R5
	歯間清掃具を利用する人の割合（2歳6か月児歯科教室参加の保護者）	35.71%	H29	45.88%	R2	50%	R5
歯間清掃具を利用する人の割合（健康意識調査 2018年度）	42.30%	H29	—	—	50%	R5	
定期的に歯科健診を受ける人の割合	41.98%	H29	—	—	65%	R5	
玉城町	う歯のない幼児の割合（1歳6か月児健診）	100%	H28	99.1%	R2	100%	R2
	う歯のない幼児の割合（3歳児健診）	72.0%	H28	84.0%	R2	90%	R2
	学童期の1人あたりの平均う歯数（12歳児）	2.45本	H28	1.37本	R1	1本以下	R2
	ハタチの歯科健診受診率	12.9%	H28	12.8%	R2	20%	R2
	妊婦歯科健診受診率	39.4%	H28	37.6%	R2	45%	R2
	歯周病検診受診率	2.2%	H28	2.2%	R2	3%	R2
南伊勢市	1歳6か月児のむし歯経験者率の低下	—	—	2.7%	R2	0%	—
	3歳6か月児のむし歯経験者率の低下	—	—	14%	R2	低下	—
	1歳6か月児の一人平均むし歯数の減少	—	—	0.05本	R2	減少	—
	3歳6か月児の一人平均むし歯数の減少	0.88本	H29	0.46本	R2	0.5本以下	R3
	フッ化物塗布を受けたことのある子どもの増加	56%	H30	56%	H30	70%	R3
	毎日仕上げみがきをしてもらおう子どもの増加	70%	H30	70%	H30	80%	R3
大紀町	1歳6か月児健診でう歯のない子どもの割合	97.5%	H29	100%	R2	100%	R5
	3歳6か月児健診でう歯のない子どもの割合	83%	H29	85.7%	R2	90%	R5
	12歳児一人平均う歯数	0.84本	H29	0.74本	R1	0.80本	R5
	成人の歯と口の健康について啓発回数	3回	H29	2回	R2	増加	R5
度会町	歯に不都合がなくても歯の定期健診を受ける人の割合	22%	H24	30.5%	H28	40%	R3
	3歳児におけるむし歯のある児の割合	33.6%	H24	26.5%	H28	30%	R3

	歯の健康指標	設定時	年度	現状値 (最新値)	年度	目標値	年度
度会町	1日2回以上、歯磨きをする人の割合	73.7%	H24	64.5%	H28	増加	R3
	一人平均う歯数の減少(3歳児)	—	—	0.3本	R2	減少	R3
伊賀市	歯周病疾患健診受診率	—	—	12.3%	R2	12%	R2
名張市	むし歯のない幼児の割合(3歳6か月健診の統計)	80%	H27	85.8%	R2	90%	R3
	むし歯のない12歳児の割合(学校保健の統計)	65%	H27	69.6%	R2	78%	R3
	歯周疾患健診受診率(名張市歯周疾患健診受診率)	15.1%	H27	14.3%	R2	18%	R3
	妊婦歯科健診受診率(名張市妊婦歯科健診受診率)	16.7%	H27	35%	R2	40%	R3
	後期高齢者歯科健診受診率(75,80歳)	17%	H27	23.3%	R2	25%	R3
尾鷲市	歯科健診を受けていない(成人)	59.5%	H30	59.5%	H30	35%	R5
	1日2回以上歯磨きをする(成人)	73.3%	H30	73.3%	H30	97.4%	R5
	現在、むし歯がある(成人)	25.5%	H30	25.5%	H30	17.8%	R5
	歯周病の症状がある	43.7%	H30	43.7%	H30	30.0%	R5
	3歳児歯科健診でのむし歯の本数	1.31本	H29	0.58本	R2	0.58本	R5
	3歳児の歯科医院での歯科健診受診率	41.5%	H29	44.3%	R2	54%	R5
	3歳児の保護者の仕上げみがき(毎日)の実施率	91.5%	H29	97.9%	R2	100%	R5
	12歳児1人平均むし歯数	1.87本	H29	0.42本	R1	0.96本	R5
	歯周病健診受診率	9.90%	H29	9.9%	H29	12.8%	R5
	65歳以上で20本以上歯を有する人の割合	男性	44.8%	H30	44.8%	H30	58.7%
女性		47.9%	H30	47.9%	H30	62.2%	R5
紀北町	3歳児のむし歯本数を減らす	2.56本	H19	0.47本	R2	0.5本	R3
	3歳児で年2回以上フッ素塗布を受ける子の割合の増加	51%	H19	59%	R2	60%	R3
	3歳児で仕上げみがきを毎日している子の割合の増加	67%	H19	93%	R2	90%	R3
	2歳6か月児歯科健診受診率の増加	93%	H24	91%	R2	90%	R3
	3歳児のむし歯のない子の割合	84%	H28	88.2%	R2	85%	R3
熊野市	むし歯のない子どもの割合(1歳6か月児)	100%	H23	100%	R2	100%	—
	むし歯のない子どもの割合(3歳児)	76%	H23	76.1%	R2	100%	—
	歯周病健診受診率(40歳)	5.8%	H28	15.9%	R2	15%	—
	歯周病健診受診率(50歳)	3%	H28	11%	R2	15%	—
御浜町	3歳児1人平均う歯数	0.6本	R1	0.65本	R2	1本以下	R4
	3歳児う蝕有割合	23.2%	R1	18.6%	R2	10%	R4
	よく飲んでいる飲み物がジュースである幼児の減少(1歳半)	50%	R1	34.3%	R2	30%	R4
	よく飲んでいる飲み物がジュースである幼児の減少(3歳)	57.1%	R1	51.2%	R2	30%	R4
紀宝町	定期的に歯科健診を受ける成人の割合	29.1%	H29	38.6%	R2	50%	R4
	歯間部清掃用器具を使用する成人の割合	53.6%	R2	53.6%	R2	55%	R4
	かかりつけ歯科医を持つ成人の割合	73.4%	R2	73.4%	R2	80%	R4
	歯みがき指導を受けたことがある成人の割合	67%	R2	67%	R2	70%	R4
	マタニティ歯科健診を受ける妊婦の割合	30%	H27	31.4%	R2	45%	R2
	フッ化物歯面塗布を受ける小中学生の割合	26.1%	H27	13.1%	R2	35%	R2

2 各市町の歯科保健事業実施状況（令和2年度）

市町名	乳幼児												
	1歳6か月児歯科健康診査				3歳児歯科健康診査				その他歯科健康診査				
	集団	個別	予防処置併設	直営・委託	集団	個別	予防処置併設	直営・委託	集団	個別	予防処置併設	直営・委託	対象
桑名市	○			直営	○			直営		○		委託	2歳児
いなべ市	○			直営	○			直営	○			直営	保育所(園)児
木曾岬町	○			直営	○			直営		○	フッ化物 歯面塗布	委託	1歳4か月から3歳4か月児
東員町	○			直営	○			直営		○		委託	1歳6か月～3歳になる前日まで
四日市市	○			直営	○			直営					
菰野町	○			直営	○			直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	1歳6か月～1歳8か月、2歳6か月～2歳8か月、 3歳6か月～3歳8か月
朝日町	○			直営	○			直営	○			直営	2歳5～11ヶ月
川越町	○			直営	○			直営	○			直営	2歳半頃の幼児と保護者、保育所・幼稚園
鈴鹿市	○			直営	○			直営	○			直営	幼稚園・認定こども園・保育所を利用している児
亀山市	○			直営	○			直営	○			直営	2歳6か月児7か月児
津市	○			直営	○			直営	○	○		直営 委託	(集・直)幼稚園・認定こども園・保育所を利用している児 (個・委)2歳児
松阪市	○			直営	○			直営	○			直営	幼稚園・認定こども園・保育所を利用している児
多気町	○			直営	○			直営					
明和町	○			直営	○			直営		○	フッ化物 歯面塗布	委託	2歳6か月～3歳まで
大台町	○			直営	○			直営		○		委託	2歳・2歳6か月・3歳
伊勢市	○				○				○		フッ化物 歯面塗布		2歳6か月、3歳
鳥羽市	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○			直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	2歳0～1か月児、2歳6～7か月児、3歳0～1か月児
志摩市	○		フッ化物 歯面塗布		○		フッ化物 歯面塗布		○		フッ化物 歯面塗布		2歳、2歳6か月
玉城町	○			直営	○			直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	2歳2～4か月児
南伊勢町	○			直営	○			直営		○	フッ化物 歯面塗布	委託	1歳～3歳までの乳幼児
大紀町	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	2歳6か月児
度会町	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	2歳
伊賀市	○			直営	○			直営					
名張市	○			委託	○			委託					
尾鷲市	○			直営	○			直営	○			委託	1歳6か月児、2歳児に歯科健診・フッ素塗布受診券の配布
紀北町	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○			直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	2歳6か月～2歳8か月児
熊野市	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○			直営	2歳6か月児(歯科健診とフッ化物塗布) 保育所入所児(歯科健診)
御浜町	○			直営	○			直営	○	○	フッ化物 歯面塗布	直営 委託	(直)1歳10か月～2歳7か月 (委)3歳6か月～4歳6か月
紀宝町	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	○		フッ化物 歯面塗布	直営	1歳2か月、2歳、2歳6か月
合計	29	7			29	5			25	13			

市町名	乳幼児									
	歯科保健相談					歯科保健教室				
	集団	個別	予防処置併設	直営・委託	対象	集団	個別	予防処置併設	直営・委託	対象
桑名市		○		直営	乳幼児	○			直営	乳幼児
いなべ市		○	フッ化物 歯面塗布	委託	1歳～3歳児	○			直営	2歳児
木曽岬町	○			直営	3～4か月児、9～10か月児					
東員町										
四日市市		○		直営	0～5歳	○		フッ化物 歯面塗布		2～3歳
菰野町		○		直営	1歳6か月の個別相談、他歯科教室でも実施	○			直営	生後6か月、7～8か月、1歳以上
朝日町						○			直営	7・8ヶ月児とその保護者
川越町	○			直営	乳幼児と保護者					
鈴鹿市						○			委託	生後8-9か月及び、1歳半～2歳未満の児
亀山市	○			直営	2歳6～7か月児					
津市	○	○		直営	(集)幼稚園・認定こども園・保育所を利用している児 (個)乳幼児と保護者	○			直営	幼稚園・認定こども園・保育所を利用している児
松阪市		○		直営	1歳～就学前	○			直営	乳幼児全般、0歳児、1歳児
多気町										
明和町						○			直営	町内保育所・幼稚園・こども園4歳児5歳児
大台町							○		直営	5～8か月児
伊勢市										
鳥羽市										
志摩市	○	○			(集)7か月 (個)就学までの乳幼児	○				4歳児、5歳児
玉城町	○			直営	1歳6～8か月児、2歳2～4か月児、3歳4～6か月児	○			直営	2歳2～4か月児、4歳児、5歳児
南伊勢町		○	フッ化物 歯面塗布	委託	1歳～3歳までの乳幼児					
大紀町		○		直営	6～8か月(7か月訪問時の歯科指導)	○			委託	保育園児
度会町						○		フッ化物 歯面塗布	直営	保育所入所児 4歳児5歳児(年中年長クラス)
伊賀市	○			直営	「1歳6か月児歯科健康診査」、「3歳児歯科健康診査」					
名張市	○	○		直営	乳幼児と保護者(一部委託もあり)	○			委託	園児(一部直営もあり)
尾鷲市		○		直営	乳幼児健康相談(5か月～3歳)					
紀北町										
熊野市	○		フッ化物 歯面塗布	直営	2歳、3歳、4歳、10か月児(相談・指導のみ)					
御浜町	○			直営	10か月	○			直営	2ヶ月～未就学児
紀宝町	○	○		直営	離乳食教室(7～8か月)、子育て支援室参加者等	○		フッ化物 歯面塗布	直営	保育所、幼稚園(4～5歳)
合計	19	3				17	3			

市町名	児童生徒			
	小学校における歯科保健活動		中学校における学校歯科保健活動	
	実施	活動内容	実施	活動内容
桑名市				
いなべ市	○	小学校歯科健診	○	中学校歯科健診
木曾岬町	○	歯科保健教室		
東員町				
四日市市				
菰野町	○	歯科検診、歯と口の健康週間事業	○	歯科検診、歯と口の健康週間事業
朝日町	○	歯科健診(定期健康診断)	○	歯科健診(定期健康診断)
川越町	○	歯科検診(定期健康診断)、学年に応じた歯科保健指導、学校保健委員会で歯科保健にかかわる動画作成・校内配信(学校歯科医の解説・講話含む)、歯科衛生ポスター製作	○	歯科検診(定期健康診断)
鈴鹿市	○	定期健康診断、よい歯の図画・ポスターコンクール	○	定期健康診断、よい歯の図画・ポスターコンクール
亀山市	○	歯科保健指導、昼食後の歯みがき	○	歯科保健指導
津市	○	定期健康診断における歯科検診 学校歯科医、養護教諭、担任等による保健学習・保健指導	○	定期健康診断における歯科検診 学校歯科医、養護教諭、担任等による保健学習・保健指導
松阪市	○	歯科保健教室、フッ化物洗口		
多気町				
明和町	○	歯科衛生士による歯とお口の健康教室	○	学校歯科医による歯科講話
大台町	○	ブラッシング指導	○	ブラッシング指導
伊勢市	○	小学2年生・5年生を対象に、学校歯科医や歯科衛生士の協力の下、歯みがきを中心としたむし歯予防などの指導を行う。		
鳥羽市	○	昼食後の歯みがき、歯科保健指導、講話	○	昼食後の歯みがき、歯科保健指導、講話
志摩市	○	・昼食後の歯みがき ・よい歯の児童生徒審査並びに表彰 ・学校歯科健診 ・歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクールの実施	○	・昼食後の歯みがき ・よい歯の児童生徒審査並びに表彰 ・学校歯科健診 ・歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクールの実施
玉城町	○	歯科健診(定期健康診断)、昼食後の歯磨き	○	歯科健診(定期健康診断)
南伊勢町	○	食後の歯磨き		
大紀町	○	全校、食後に歯みがき実施	○	全校、食後に歯みがき実施
度会町				
伊賀市	○	歯科保健指導		
名張市	○	・給食後の歯みがき10/14校で実施 ・歯科健診 ・歯科保健教室 ・よい歯のコンクールへの取り組み ・保健だよりでの啓発	○	・歯科健診 ・よい歯のコンクールへの取り組み ・保健だよりでの啓発
尾鷲市	○	歯科健診 歯科衛生士による歯科保健教室(1年生1校、2年生1校) 歯と口の健康に関するポスターコンクール、保健給食委員会児童による歯みがき練習	○	歯科健診、歯と口の健康に関するポスターコンクール
紀北町				
熊野市	○	歯科保健指導等(ブラッシング指導等) 「ほけんだより」による歯科衛生教育	○	「ほけんだより」による歯科衛生教育
御浜町	○	・歯科検診 ・歯みがき指導 ・歯みがき大会への参加(DVD) ・歯と口の健康の図画ポスターコンクール ・保健委員会活動	○	・歯科検診 ・歯と口の健康の図画ポスターコンクール ・保健委員会活動
紀宝町	○	歯科保健教室	○	歯科保健教室
合計	23		18	

市町名	妊婦									
	歯科健康診査				歯科保健相談			歯科保健教室		
	集団	個別	直営・委託	受診率 (%)	集団	個別	直営・委託	集団	個別	直営・委託
桑名市						○	直営			
いなべ市										
木曾岬町	○	○			○	○				
東員町		○		28.3						
四日市市	○		直営	1.8		○	直営	○		直営
菰野町					○		直営	○		直営
朝日町		○	委託							
川越町								○		直営
鈴鹿市		○	委託	34.2				○		委託
亀山市		○	委託	27.7						
津市								○		直営
松阪市		○	委託	37.9				○		直営
多気町		○	委託	38.7						
明和町		○	委託	52.0						
大台町		○	委託	15.1						
伊勢市		○	委託	34.6						
鳥羽市		○	委託	18.5						
志摩市		○	委託	24.4		○	直営			
玉城町		○	委託	37.6		○	委託			
南伊勢町		○	委託	35.0		○	委託			
大紀町		○	委託	5.0		○	直営			
度会町		○	委託	36.0		○	直営			
伊賀市		○	委託	47.1						
名張市		○		35.0				○		
尾鷲市						○	直営			
紀北町										
熊野市		○	委託	37.3						
御浜町		○	委託	29.4		○	委託			
紀宝町		○	委託	31.4						
合計	22				11			7		

市町名	成人・高齢者								
	歯周疾患検診※				成人歯科健康診査				
	集団	個別	直営・委託	受診率(%)	集団	個別	予防処置併設	直営・委託	対象
桑名市		○	委託	2.0					
いなべ市		○	委託	11.4					
木曽岬町		○		10.9					
東員町		○		11.7					
四日市市		○	委託	5.9					
菰野町		○	委託	8.5					
朝日町		○	委託	12.0		○		委託	
川越町		○	委託						個別は今年度41、51、61、71才になる方
鈴鹿市		○	委託	14.4					
龜山市		○	委託	9.8		○		委託	30歳、35歳、45歳、55歳、65歳
津市		○	委託	13.4		○		委託	75歳・80歳
松阪市		○	委託	3.4					年度末年齢41、51、61、71才になる方
多気町		○	委託	11.6					
明和町		○	委託	1.5					
大台町		○	委託	1.8					
伊勢市		○	委託	8.3		○		委託	1歳6か月児健診対象児の保護者
鳥羽市		○	委託	6.3					
志摩市									
玉城町		○	委託	2.2		○		委託	20歳
南伊勢町		○	委託	4.5					20・25・30・40～50・55・60・65・70歳の南伊勢町民
大紀町		○	委託	0.5		○		委託	20歳～70歳
度会町		○	委託	11.9		○		委託	20・30～50・55・60・65・70歳
伊賀市		○	委託	12.3		○		委託	後期高齢者医療保険被保険者のうち75歳と80歳の方、 要介護者歯科検査訪問
名張市		○		14.3		○		委託	・後期高齢者歯科健診(75,76,77,80歳) ・後期高齢者在宅訪問歯科健診(在宅で要介護3以上の後期高齢者)
尾鷲市		○	委託	14.8					
紀北町		○	委託	18.2					
熊野市	○	○	委託	10.5	○			直営	3歳児の保護者
御浜町	○	○	委託	6.9					
紀宝町	○	○	委託	9.4	○	○		委託	(集・直)一般 (個・委)16～39歳
合計	28				11				

※健康増進法に基づく40.50.60.70歳を対象に実施

市町名	成人・高齢者									
	歯科保健相談					歯科保健教室				
	集団	個別	予防処 置併設	直営・ 委託	対象	集団	個別	予防処 置併設	直営・ 委託	対象
桑名市		○		直営	18歳以上	○			直営	18歳以上
いなべ市		○		委託	40歳、50歳、60歳、70歳					
木曽岬町										
東員町										
四日市市										
菰野町	○			直営	30代健診受診者、特定健診未受診者、健康相談 に来た一般住民等					
朝日町										
川越町										
鈴鹿市										
亀山市										
津市	○	○		直営	市民	○	○		直営	市民
松阪市		○		直営	20歳以上	○			直営	20歳以上
多気町										
明和町						○			直営	一般住民
大台町										
伊勢市										
鳥羽市										
志摩市										
玉城町		○		委託	20・30～50・55・60・65・70歳					
南伊勢町		○		委託	20・25・30・40～50・55・60・65・70歳の南伊勢町民					
大紀町										
度会町										
伊賀市										
名張市						○				地域活動等での歯科保健講話
尾鷲市										
紀北町										
熊野市										
御浜町						○	○		直営	糖尿病境界型判定者40歳以上
紀宝町										
合計	7					6				

市町名	高齢者						
	口腔機能向上サービス			訪問口腔衛生指導			
	介護 予防 普及 啓発 事業	その他	その他事業名	直営・ 委託	実施	直営・ 委託	対象
桑名市	○		桑名市お口いきいきプログラム事業	委託	○	直営	高齢者
いなべ市	○	○	介護予防教室	委託	○	直営	要支援1、2、事業対象者
木曽岬町		○	お口の元気アップ相談・訪問（短期集中予防サービスC）	直営			
東員町							
四日市市							
菰野町	○		(直)フレイル予防教室 (委)いきいき拠点整備事業	直営 委託	○	直営	総合事業の「事業対象者」
朝日町	○		ハハハの歯つらつ教室	直営			
川越町	○		口腔栄養教室	直営			
鈴鹿市		○	地域介護予防活動支援事業 訪問型サービスC	委託	○	委託	要介護3以上の後期高齢者医療被保険者(入居型の施設サービス利用者は除く)
亀山市	○				○	直営	40歳以上の在宅要介護状態の人
津市	○	○	地域リハビリテーション活動支援事業	委託	○	直営	市民
松阪市	○	○	出前講座、口腔機能向上	直営			
多気町	○	○	パワーアップ教室 お口のフレイル予防	委託	○	委託	介護保険加入者
明和町	○		えんがわ教室 筋力・能力あつぷ教室	直営			
大台町	○		パワーアップ教室	委託	○	委託	パワーアップ訪問・専門職訪問
伊勢市	○		訪問型サービスC	委託			
鳥羽市	○		通所型サービスC(口腔)	直営			
志摩市							
玉城町							
南伊勢町							
大紀町							
度会町	○			直営			
伊賀市							
名張市	○		高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施事業	直営	○	委託	75歳以上で要介護3以上の後期高齢者
尾鷲市							
紀北町							
熊野市							
御浜町	○		口腔ケア啓発	直営			
紀宝町	○			直営	○	直営	依頼があれば随時（今年度は依頼なし）
合計	17	6			10		

市町名	障がい児・者											
	歯科診療			歯科健康診査			歯科保健相談			歯科保健教室		
	実施	直営・委託	対象	実施	直営・委託	対象	実施	直営・委託	対象	実施	直営・委託	対象
桑名市							○	直営	障がい児・者			
いなべ市												
木曽岬町												
東員町												
四日市市	○	委託										
菟野町												
朝日町												
川越町												
鈴鹿市												
亀山市												
津市												
松阪市				○	委託	障がい児	○	委託	障がい児			
多気町				○	委託	町内の障がい者施設入所者						
明和町												
大台町												
伊勢市												
鳥羽市												
志摩市												
玉城町												
南伊勢町												
大紀町												
度会町												
伊賀市												
名張市												
尾鷲市												
紀北町												
熊野市												
御浜町												
紀宝町												
合計	1			2			2			0		

市町名	普及啓発活動等												
	歯と口の健康週間・8020推進月間					喫煙防止		その他啓発事業					
	展示等	歯科健康診査	予防処置	歯科保健相談	歯科保健教室	展示等	教室(教育)	展示等	歯科健康診査	予防処置	歯科保健相談	歯科保健教室	事業名
桑名市													
いなべ市	○												
木曾岬町	○					○							
東員町													
四日市市	○												
菰野町	○			○		○							
朝日町	○					○							
川越町	○					○							
鈴鹿市					○							○	介護予防普及啓発事業
亀山市	○					○							
津市	○					○							
松阪市													ケーブルtvでの歯科保健情報提供
多気町	○					○	○						
明和町						○							
大台町	○						○						
伊勢市	○							○				○	子育て世代のむし歯予防(健康文化都市事業)
鳥羽市	○					○							
志摩市	○					○	○	○					若者の健診、歯と口の健康づくり推進ネットワーク会議
玉城町						○							
南伊勢町													
大紀町	○												
度会町	○					○							
伊賀市	○												
名張市									○				名張市いい歯の8020表彰
尾鷲市													虫歯予防教室(R2年度は虫歯予防の資料と歯ブラシの配布のみ)、母子健康手帳交付時にパンフレット配布
紀北町	○											○	行政放送や広報を通じた口腔機能向上の啓発
熊野市	○					○							
御浜町	○		フッ化物歯面塗布		○	○			○	フッ化物歯面塗布		○	チラシ設置、ありんこ広場、子どもの広場、2歳児歯科健康診査
紀宝町	○	○		○	○		○		○				歯と口の健診(対象:一般)
合計	20	1	1	2	3	14	4	2	3	1	1	3	

市町名	保健センター等の設置							設備整備	会議	
	口腔保健センター等					保健センター等				
	名称	高齢者 歯科診療	障がい 児・者 歯科診療	休日 歯科診療	その他	その他機能	名称			歯科診療室
桑名市										
いなべ市										
木曽岬町										
東員町										
四日市市	四日市市歯科医療センター		○						○	○
菰野町							保健センターけやき			
朝日町							朝日町保健福祉センター			
川越町										
鈴鹿市										
亀山市										
津市										○
松阪市	歯科センター			○			歯科センター	○	○	○
多気町										○
明和町									○	○
大台町										○
伊勢市										
鳥羽市										
志摩市										○
玉城町										
南伊勢町										
大紀町										
度会町										
伊賀市										
名張市										
尾鷲市										
紀北町										○
熊野市										
御浜町										
紀宝町										
合計		0	1	1	0			1	3	8



参 考 资 料

歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

第一百七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第12条第1項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を次のように定めることとしたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年7月23日
厚生労働大臣 小宮山洋子

この基本的事項は、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及びその関係者との相互連携を図り、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的事項を示すものである。

第一 歯科口腔保健の推進のための基本の方針

一 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上を図る。

口腔の健康の保持・増進は、国民が主体的に取り組むべき課題であるが、国民一人一人が行う取組に加え、家庭、学校、職場、地域(保健所、市町村保健センター等)、医療機関(病院歯科・歯科診療所を含む)、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、さらに、歯科医師、歯科衛生士等が行う指導・助言・管理等により口腔の健康の保持・増進に関する健康格差(地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。)の縮小を実現する。そのための取組を適切かつ効果的に行うために、ライフステージごとの特性等を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に関する施策を展開することが重要である。また、平成元年(1989年)より80歳で20本以上の歯を残すことをスローガンとして取り組んできた「8020(ハチマルニイマル)運動」は、すべての国民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から更に推進していくこととする。

二 歯科疾患の予防

う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。

また、歯科疾患の発症のリスクが高い集団に対する取組や環境の整備等により生活習慣の改善等ができるようにする取組等を組み合わせることにより、歯科疾患の予防を実現す

る。

三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL（生活の質）の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要である。高齢期においては、摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすいため、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満二十歳に達するまでの期間をいう。以下同じ。）にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得が、成人期から高齢期にかけては口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等が効果的である。

四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をした上で歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図っていく必要がある。

五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、国及び地方公共団体に、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士を配置すること、また、地方公共団体に歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設置することが望ましい。

また、歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る検診を受けることの勧奨を行うための支援体制の整備が必要である。

第二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を目指して、国は、第一の二から五までについて、それぞれアウトカムとしての目標及びプロセスとしての計画を設定する。

一 目標・計画の設定及び評価の考え方

国は、歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標を設定することを原則とする。

具体的な目標・計画については、おおむね10年後を達成時期として設定することとし、「歯科疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」のための目標・計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。

また、設定した目標については、継続的に数値の推移等の調査及び分析を行い、計画及び諸活動の成果を適切に評価することで、設定した目標の達成に向け必要な施策を行うよう努める。

さらに、歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、10年後を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成

するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映させる。

二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画

国が国民の歯科口腔保健について設定する具体的な目標・計画は、別表第一から別表第四までに掲げるものとし、国はこれらの目標・計画に基づき、歯科口腔保健の推進に取り組むとともに進行管理を行っていくものとする。

1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する目標・計画

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国全体として実現されるべき最終的な目標である。

本基本的事項において、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する具体的な目標は特に設定しないが、次の2から5までに掲げる目標・計画を達成すること等により実現を目指すこととする。

2 歯科疾患の予防における目標・計画

う蝕、歯周病等の歯科疾患はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期学齢期、妊産婦である期間を含む成人期、高齢期に分けて目標・計画を設定する。

(1) 乳幼児期

健全な歯・口腔の育成を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、食生活及び発達の程度に応じた歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕予防のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(2) 学齢期

口腔状態の向上を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患及び口腔の外傷等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(3) 成人期（妊産婦である期間を含む。）

健全な口腔状態の維持を目標に設定し、その実現を図るため、歯周病と糖尿病・喫煙・早産等との関係性に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導、う蝕及び歯周病の予防並びに生活習慣の改善（禁煙等）のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

(4) 高齢期

歯の喪失防止を目標に設定し、その実現を図るため、根面う蝕、口腔がん等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上は、ライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期から学齢期、また、成人期から高齢期に分けて目標・計画の具体的指標及び項目を

設定する。

(1) 乳幼児期及び学齢期

口腔機能の獲得を目標に設定し、その実現を図るため、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発、口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の除去、食育等に係る歯科保健指導等に関する計画の具体的項目を設定する。

(2) 成人期及び高齢期

口腔機能の維持・向上を目標に設定し、その実現を図るため、口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識の普及啓発、義歯の手入れを含む歯口清掃及び食育等の歯科保健指導並びに口腔機能の維持・向上に関する取組の推進に関する計画の具体的項目を設定する。

4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者・障害児、要介護高齢者等については、定期的な歯科検診・歯科医療に関する目標を設定し、その実現を図るため、定期的な歯科検診・歯科医療に関する実態把握、実態に即した効果的な対策の実施、歯科疾患及び医療・介護サービス等に関する知識の普及啓発等に関する計画の具体的項目を設定する。

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

歯科口腔保健の推進体制の整備に向けた目標を設定し、その実現を図るため、歯科に係る検診の勧奨及び実施体制の整備、口腔保健支援センターの設置並びに研修の充実等に関する計画の具体的項目を設定する。

第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価

都道府県は、歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策につき、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、目標・計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県及び市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標・計画、ライフステージの区分、設定期間等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標・計画等を設定する。また、設定した目標については、継続的に数値の推移等の調査及び分析を行い、計画及び諸活動の成果を適切に評価することで、設定した目標の達成に向け必要な施策を行うよう努める。さらに、中間評価及び最終評価を行うこと等により、定期的に、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価するとともに必要な改定を行い、その後の歯科口腔保健の推進に係る施策に反映させるよう努めるものとする。

二 目標、計画策定の留意事項

都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、これらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすとともに、地域の実情に基づいた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。また、地域における歯科口腔保健に関する情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等へ提供するよう努めること。
- 2 保健所は、所管区域に係る歯科口腔保健に関する情報を収集、管理及び分析し、提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における基本的事項策定の支援を行うよう努めること。
- 3 市町村は、歯科口腔保健の基本的事項を策定するに当たっては、都道府県と連携しつつ策定するよう努めること。
- 4 都道府県及び市町村は、目標・計画の設定及び評価において、調査分析等により実態把握が可能であって科学的根拠に基づいた具体的目標を設定し、また、障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難なものやその家族を含めた地域の住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映できるよう留意するとともに、地域の実情に応じて、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学等との連携を図るよう努めること。
- 5 都道府県及び市町村は、基本的事項の策定に当たっては、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に規定する都道府県健康増進計画、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に規定する地域保健対策の推進に関する基本指針、都道府県が策定する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する都道府県介護保険事業支援計画及びがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に規定する都道府県がん対策推進計画等との調和に配慮すること。

第四 調査及び研究に関する基本的な事項

一 調査の実施及び活用

国は、歯科口腔保健を推進するための目標・計画を適切に評価するため、その設定期間や評価の時期を勘案して、原則として 5 年ごとに、歯科疾患実態調査等を実施する。

また、国、地方公共団体等は、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、学校保健統計調査、健康診査及び保健指導の結果、診療報酬明細書その他の各種統計等を基に、個人情報保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施

策の評価に十分活用する。

さらに、地方公共団体等は、得られた情報を歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めるものとし、国は、各地域で行われている施策等を把握し、国民等に対し情報提供するとともに、評価を行うものとする。

二 研究の推進

国及び地方公共団体は、効果的な国民の歯科口腔保健の状況の改善に資するよう、口腔の状態と全身の健康との関係、歯科疾患と生活習慣との関係、歯科口腔保健と医療費との関係及び歯科疾患に係るより効果的な予防・治療法等についての研究を推進し、その研究結果の施策への反映を図るとともに、国民等に対する確かつ十分に情報提供するものとする。

この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、統計法(平成19年法律第53号)、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえて制定される地方公共団体の条例等を遵守する。

さらに、国及び地方公共団体は、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学、学会、企業等との連携のもと、ICT(情報通信技術)等を活用して、全国規模で健康情報を収集・分析し、効果的な歯科口腔保健の推進に関する施策を実施できる仕組みを構築するよう努める。

第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

一 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

歯科口腔保健の推進は、基本的に国民一人一人の意識と行動の変容にかかっており、国民の主体的な取組を支援していくためには、国民に対する十分かつ的確な情報提供が必要である。このため、国及び地方公共団体が行う情報提供については、マスメディア、ボランティア、産業界、学校教育等多様な経路を活用していくことが重要であり、その内容が科学的知見に基づいたものであり、分かりやすく、取組に結びつきやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。

また、生活習慣に関する正しい知識の普及に当たっては、家庭、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めることができるよう工夫する。

なお、情報提供に当たっては、特定の内容が強調され、誤った情報として伝わることはないよう留意する。

さらに、歯科口腔保健の一層の推進を図るため、6月4日から10日まで実施される歯の衛生週間等を活用していく。

二 歯科口腔保健を担う人材

国及び地方公共団体においては、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士並びに歯科口腔保健を担当する医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員の確保及び資質の向上に努める必要がある。さらに、歯科口腔保健がより円滑かつ適切に実施できるように、関係団体・関係機関等との調整、歯科口腔保健の計画・施策への参画及び当該事業の企画・調整を行う歯科口腔保健を担当する人材として歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保等に努めることが望ましい。

また、これらの人材の資質向上を図るため、国において総合的な企画及び調整の能力の養成に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

さらに、歯科口腔保健の推進には、地域のボランティアの役割も重要であるため、主体的に歯科口腔保健に取り組むボランティアを養成する体制を推進することも重要である。

三 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

地方公共団体においては、歯科口腔保健を担当する地方公共団体の職員だけでなく、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士、医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、地域保健担当者、学校保健担当者、介護職員等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要がある。

医療保険者、医療機関（病院歯科、歯科診療所を含む）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等は、国及び地方公共団体が講ずる歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するとともに、地方公共団体は保健所、市町村保健センター、児童相談所等を含めた歯科口腔保健を担う関係団体・関係機関等から構成される中核的な推進組織を設置する等、互いに連携・協力して、歯科口腔保健を推進することが望ましい。

特に、口腔・顎・顔面の発育不全を有する者、糖尿病を有する者、禁煙を希望する者、妊産婦、周術期管理が必要な者等に対する医科・歯科連携を積極的に図っていくことにより、歯科口腔保健の推進が期待される。障害者・障害児、要介護高齢者等に対する歯科口腔保健対策の推進に当たっては、地域の病院や主治医を含む関係団体・関係機関等との緊密な連携体制を構築することが望ましい。

また、併せて、産業保健と地域保健が協力して行う取組の中で、全身の健康のために歯の健康が重要であるという認識を深めていくことが望ましい。

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、国民や歯科口腔保を担う者に対して、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性について普及啓発活動を行うこと等により、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項①

歯科疾患の予防における目標

☐:「健康日本21(第2次)」と重複しているもの

(1) 乳幼児期

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1% <small>(平成21年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))</small>	83.0% <small>(平成27年 厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))</small>	90% <small>(平成34年度)</small>

(2) 学齢期

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6% <small>(平成23年学校保健統計調査)</small>	64.5% <small>(平成28年学校保健統計調査)</small>	65% <small>(平成34年度)</small>
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1% <small>(平成17年歯科疾患実態調査)</small>	19.8% <small>(平成28年歯科疾患実態調査)</small>	20% <small>(平成34年度)</small>

(3) 成人期(妊産婦である期間を含む。)

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% <small>(平成21年国民健康・栄養調査)</small>	27.1% <small>(平成26年国民健康・栄養調査)</small>	25% <small>(平成34年度)</small>
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% <small>(平成17年歯科疾患実態調査)</small>	44.7% <small>(平成28年歯科疾患実態調査)</small>	25% <small>(平成34年度)</small>
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3% <small>(平成17年歯科疾患実態調査)</small>	35.1% <small>(平成28年歯科疾患実態調査)</small>	10% <small>(平成34年度)</small>
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1% <small>(平成17年歯科疾患実態調査)</small>	73.4% <small>(平成28年歯科疾患実態調査)</small>	75% <small>(平成34年度)</small>

(4) 高齢期

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6% <small>(平成17年歯科疾患実態調査)</small>	34.4% <small>(平成28年歯科疾患実態調査)</small>	10% <small>(平成34年度)</small>
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% <small>(平成17年歯科疾患実態調査)</small>	62.0% <small>(平成28年歯科疾患実態調査)</small>	45% <small>(平成34年度)</small>
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2% <small>(平成17年歯科疾患実態調査)</small>	74.4% <small>(平成28年歯科疾患実態調査)</small>	70%→80% <small>(平成34年度)</small>
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0% <small>(平成17年歯科疾患実態調査)</small>	51.2% <small>(平成28年歯科疾患実態調査)</small>	50%→60% <small>(平成34年度)</small>

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項②

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

☐:「健康日本21(第2次)」と重複しているもの

(1) 乳幼児期及び学齢期

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3% <small>(平成21年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))</small>	12.3% <small>(平成27年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))</small>	10% <small>(平成34年度)</small>

(2) 成人期及び高齢期

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4% <small>(平成21年国民健康・栄養調査)</small>	72.6% <small>(平成27年国民健康・栄養調査)</small>	80% <small>(平成34年度)</small>

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

(1) 障害者・障害児

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9% <small>(平成23年厚生労働科学特別研究)</small>	62.9% <small>(平成28年厚生労働科学特別研究)</small>	90% <small>(平成34年度)</small>

(2) 要介護高齢者

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2% <small>(平成23年厚生労働科学特別研究)</small>	19.0% <small>(平成28年厚生労働科学特別研究)</small>	50% <small>(平成34年度)</small>

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1% <small>(平成21年国民健康・栄養調査)</small>	52.9% <small>(平成28年国民健康・栄養調査)</small>	65% <small>(平成34年度)</small>
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県 <small>(平成21年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))</small>	26都道府県 <small>(平成27年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))</small>	23都道府県 →47都道府県 <small>(平成34年度)</small>
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県 <small>(平成23年学校保健統計調査)</small>	28都道府県 <small>(平成28年学校保健統計調査)</small>	28都道府県 →47都道府県 <small>(平成34年度)</small>
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県 <small>(平成24年厚生労働省歯科保健課調べ)</small>	43都道府県 <small>(平成29年厚生労働省歯科保健課調べ)</small>	36都道府県 →47都道府県 <small>(平成34年度)</small>

○都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について

(平成九年三月三日)

(健政発第一三八号)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚生省健康政策局長通知)

「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」は、平成六年七月一日法律第八四号をもって公布され、その一部はすでに施行されているところであるが、平成九年四月一日からの同法の全面施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、原則として市町村において一元的かつきめ細かな対応を図ることとなった。

このため、平成九年度の新たな体制による地域における歯科保健業務の推進が必要となったのに伴い、今般別添のとおり業務指針を定め、平成九年四月一日より適用することとしたので通知する。

今後はこの指針に基づき、都道府県及び市町村における歯科保健業務の積極的な推進に努められるよう格段の御配慮をお願いする。

なお、「保健所における歯科保健業務指針」(平成二年六月二八日健政計第二三号、歯第一八号)は平成九年四月一日をもって、廃止するものとする。

(別添)

都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

少子・高齢社会を迎え、地域における歯科保健業務については、これまでの妊産婦・乳幼児を中心とした母子歯科保健の向上だけでなく、成人・高齢者に対する八〇二〇運動の推進、要介護者の歯科対策等についても視野に入れる必要がある。

そこで新たな地域保健法の体系の下での歯科保健業務のあり方について、都道府県、保健所及び市町村の役割を明らかにするため、以下のような指針を示すものである。

第一 都道府県等における歯科保健業務について

1 地域歯科保健体制の整備について

(1) 企画・調整・計画の策定

都道府県は、住民の生涯を通じた歯科保健対策推進のため、健康づくり推進協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して地域歯科保健に関する計画の策定、施策の具体化を行うこと。また医療法に基づく地域保健医療計画の作成に際しては、二次医療圏毎に歯科保健対策が計画的に推進されるよう配慮し、管轄の保健所は当該計画に沿った歯科保健事業の推進に当たって、必要な調整を行うこと。

また、企画した事業を円滑かつ適切に推進するためには、事業の成果について評価を行うとともに市町村に対する助言指導に努め、また歯科衛生士の積極的な配置を市町村に働きかける等、円滑かつ効率的な業務実施体制による事業の展開に努めること。

(2) 歯科専門職の確保

都道府県は、歯科保健事業が円滑かつ適切に実施できるように、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整、地域歯科保健の計画・施策への参画、当該事業の企画・調整を行う歯科専門職種確保等に努めること。

(3) 調査・研究

都道府県は、歯科疾患実態調査等を実施するとともに、管下の地域の歯科保健に関する課題に照らし合わせながら、歯科保健等の調査・研究並びに歯科保健対策の技法に関する研究を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯の健康づくり情報誌等の作成・提供に努め、歯科保健の普及・啓発を図ること。

(5) 事業所、学校との連携

事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、担当部局間の連携を密にし、事業の実施状況の把握等を行うこと。

2 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する教育研修

都道府県は、3の(6)の3)の教育研修のほか、歯科専門職員及び歯科保健事業に従事する他職種の教育研修を行うことにより、それらの者の最新の歯科保健等に関する知識の習得及び歯科保健対策技術の向上を図るとともに、健康づくりに関連する分野の研修等についても充実するよう努めること。

(2) 食生活改善推進員等ボランティアの育成、支援

都道府県は、歯科保健関連の事業のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、関連機関と連携して食生活改善推進員等のボランティア育成等を図ることのできる体制整備に努めること。

(3) 歯科衛生士養成への協力

都道府県は、保健所等において歯科衛生士養成施設の学生実習に対する協力をを行い、良質な地域歯科保健を担うことのできる資質の高い歯科衛生士の養成に努めること。

3 保健所における歯科保健業務について

(1) 専門的かつ技術的な業務の推進

1) 保健所は、難病、障害者等に対する訪問を含めた歯科検診・保健指導等専門的な歯科保健対策の実施等に努めるとともに、市町村が実施主体となる母子歯科保健事業、老人歯科保健事業、乳幼児を中心とするう歯の予防処置事業、八〇二〇（ハチマル・ニイマル）運動等の積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業に対して、市町村の求めに応じて、専門的な立場から技術的助言等の援助に努めること。

2) 保健所は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、事業の実施状況を踏まえ、求めに応じて助言、指導等に努めること。

(2) 連携、調整

保健所は、地域において歯科保健事業が総合的・効果的に推進されるよう、管下市町村とともに、関係団体、医療機関、福祉施設、ボランティア組織等との連携を密にし調整を図るとともに市町村相互間の連絡調整等の促進に努めること。

(3) 調査・研究等の推進

保健所は管下の地域の歯科保健に関する実状に照らし合わせながら、歯科保健の現状・課題等の調査・研究、歯科保健対策の技法に関する研究等を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。また必要に応じて歯科保健対策と密接に関連のある食生活状況をも視野に入れた調査研究等も実施すること。

(4) 情報の収集・提供

1) 保健所は、所管区域に係る保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分析を行うとともに、関係機関及び地域住民に対して、これらの適切な情報提供に努めること。

2) 市町村保健センター(口腔保健室)や地域の関係団体等と協力しつつ、住民からの相談等に総合的に対応できる情報ネットワークの構築に努めること。

(5) 企画・調整機能の強化

地域保健医療計画、母子保健計画や老人保健福祉計画等の策定に参加し、各種の地域歯科保健サービスについての目標の設定や専門的立場からの評価・検討を行うとともに、地域における在宅歯科サービスの保健・医療・福祉のシステム構築、病院歯科や口腔保健センターと歯科診療所との連携等を推進する方策を図ること。また、そのための役割を担うことのできる人材の確保等の方策に努めること。

(6) 市町村に対する技術的な指導・支援

次のような事項についての市町村に対する支援を行うこと。

1) 保健所は、管内市町村の地域特性を生かした事業を市町村と連携して推進するよう努めること。

2) 保健所は、市町村の求めに応じて、市町村保健センター(口腔保健室)の運営に関する必要な協力を行うよう努めること。

3) 保健所は、市町村における地域歯科保健活動が円滑かつ適切に実施できるよう、歯科専門職員及び潜在歯科専門職等を対象に教育研修を実施し、その研修の内容については、歯科保健対策だけでなく健康づくりに関する関連分野をも含む幅広いものとなるよう配慮すること。

4) 保健所は、新たな歯科保健対策技術の提供、市町村の求めに応じ歯科衛生士未配置市町村への指導及び技術的支援を行うこと。この場合の技術的支援に当たっては、その対象者に応じ各都道府県担当部局との間で必

要な連携を密にするよう配慮すること。

(7) 保健所を設置する市(特別区)の保健所における歯科保健業務について

保健所を設置する市(特別区)の保健所は、市町村保健センター等の歯科保健活動の拠点及び福祉部局をはじめとした関係部局との有機的な連携の下に、前記の(1)に掲げる専門的かつ技術的業務の推進、(2)に掲げる連携、調整、(3)に掲げる調査・研究等の推進、(4)に掲げる情報の収集・提供及び(5)に掲げる企画及び調整の機能の強化に努めること。

第二 市町村等における歯科保健業務について

1 企画・実施体制の調整

(1) 歯科保健に関する計画の策定

市町村は、歯科保健対策を合理的かつ効果的に推進するため、母子保健計画等の地域保健計画の中に歯科の健康教育・健康相談、保健指導及び健康診査等の事項についても積極的に取り入れて立案するよう努めること。なお、立案に当たっては、地域特性、社会資源及び専門技術者等の実態把握のもと、必要に応じて保健所の支援を受けるなど関係機関との連携を密にし、事業の調査、分析及び評価を行い、新しい事業計画の方向を検討すること。

(2) 情報収集・提供

市町村は、歯科保健関連情報等を積極的に収集し、自らが行う歯科保健業務の推進に活用するとともに、保健所に対する情報の提供にも努めること。

(3) 歯科衛生士の確保

市町村は、歯科保健に関する事業が円滑かつ適切に実施できるように、保健所、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じて歯科衛生士等の確保に努めること。

(4) 医療・福祉関係機関等との連携・協力体制の整備

市町村は、歯科保健に関する事業を円滑かつ効果的に実施するため、市町村健康づくり推進協議会等を活用するとともに、かかりつけ歯科医をはじめとする地域の歯科医療機関、関係団体、福祉関係機関等と連携を図り、事業の実施体制などに関し十分な連絡調整を行いつつ事業を実施すること。

(5) 事業所、学校との連携

市町村は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業との連携等が図れるよう、事業の実施状況の把握等を行い、必要に応じて連携を図ること。

(6) 市町村保健センターの口腔保健室の整備

身近で利用頻度の高い歯科保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は歯科保健活動の拠点として口腔保健室の設置等の体制整備に努めること。

2 歯科保健事業について

市町村は、身近で頻度の高い歯科保健サービスを可能な範囲で実施することとされているので、対応する保健事業範囲を明確化し、必要に応じて保健所と協力の下に市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点として歯科保健事業を実施すること。なお、市町村が行うことが適当と考えられる歯科保健事業は概ね次のとおりであるが、その具体的内容については、市町村がそれぞれの地域特性等を勘案して判断すること。

(1) 母子に関すること

(2) 成人に関すること(八〇二〇運動等)

(3) 老人に関すること(在宅寝たきり老人も含む)

(4) 地域の特性に応じた歯科保健事業等

母子保健に関する歯科保健サービスの具体例を示すと、市町村は、母子保健について、妊娠、出産から育児まで及び乳幼児保健についての一貫したサービスの提供主体となるため、母子保健にかかる歯科保健事業については、妊婦健診時の口腔清掃法の指導や、一歳六か月児健康診査、三歳児健康診査時等のう歯予防の指導など、身近で頻度の高い歯科保健サービスが行われることとなる。

これらのサービスを提供するためには、市町村保健センター(口腔保健室)等を拠点に保健所等関係機関との協力体制の確保及び役割分担の調整を行い歯科保健サービスを展開していくことが望まれる。成人・老人等の歯科保健事業についても同様である。

また、これらの歯科保健事業を行うに当たっては、市町村保健センター等の施設において実施するほか、市町

村保健センター等施設外においても、訪問歯科指導、地域団体等の依頼による講演会の開催等を行い、住民にとって利用しやすい形での事業の実施に努めること。

3 地域組織育成について

市町村は、歯科保健事業を円滑に推進するとともに、住民の自主努力、相互協力による歯科保健の向上に資するため、関連機関と連携して食生活改善推進員等の地域ボランティアの養成や地域ボランティア組織の育成に努めるとともに、その自主性を尊重した活用を図ること。

4 啓発普及について

歯科保健事業を進めるに当たっては、住民に対する動機づけが極めて重要であることから、歯科保健関連情報の提供や歯及び口腔の健康づくりにつながる行事の積極的な開催等に努めること。

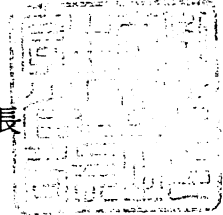
5 人材育成・活用について

市町村は、住民の歯科保健対策を円滑かつ適切に進めるため、歯科保健事業に従事する職員の研修等に努め、また、潜在歯科衛生士の教育研修及び活用を図ること。なお、この場合歯科専門分野に限らず、健康づくりに関連する分野についての資質の向上にも努めること。

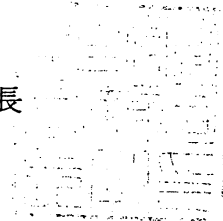
医政発第0114002号
健発第0114006号
平成15年1月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省健康局長



フッ化物洗口ガイドラインについて

健康日本 21 における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。

我が国における有効かつ安全なフッ化物応用法を確立するために、平成 12 年から厚生労働科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われたところであるが、この度、本研究事業において「フッ化物洗口実施要領」を取りまとめたところである。

については、この研究事業の結果に基づき、8020 運動の推進や国民に対する歯科保健情報の提供の観点から、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を別紙の通り定めたので、貴職におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方お願いいたしたい。

フッ化物洗口ガイドライン

1. はじめに
2. 対象者
 - 1) 対象年齢
 - 2) う蝕のリスクの高い児への対応
3. フッ化物洗口の実施方法
 - 1) 器材の準備、洗口剤の調整
 - 2) 洗口練習
 - 3) 洗口の手順
 - 4) 洗口後の注意
4. 関連事項
 - 1) フッ化物洗口法と他のフッ化物応用との組み合わせ
 - 2) 薬剤管理上の注意
 - 3) インフォームド・コンセント
 - 4) フッ化物洗口の安全性
5. 「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」

1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のためフッ化物の応用は、重要な役割を果たしている。

わが国においては、世界保健機関(WHO)等の勧告に従って、歯科診療施設等で行うフッ化物歯面塗布法、学校等での公衆衛生的応用法や家庭で行う自己応用法であるフッ化物洗口法というフッ化物応用によるう蝕予防が行われてきた。特に、1970年代からフッ化物洗口を実施している学校施設での児童生徒のう蝕予防に顕著な効果の実績を示し、各自治体の歯科保健施策の一環として、その普及がなされてきた。

そのメカニズムに関しても、近年、臨床的う蝕の前駆状態である歯の表面の脱灰に対して、フッ化物イオンが再石灰化を促進する有用な手段であることが明らかになっており、う蝕予防におけるフッ化物の役割が改めて注目されている。

こうした中、平成11年に日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解」をまとめたことを受け、平成12年度から開始した厚生労働科学研究において、わが国におけるフッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究(「歯科疾患の予防技術・治療評価に関するフッ化物応用の総合的研究」)が行われている。

さらに、第3次国民健康づくり運動である「21世紀における国民健康づくり運動」(健康日本21)においても歯科保健の「8020運動」がとりあげられ、2010年までの目標値が掲げられている。これらの目標値達成のための具体的方策として、フッ化物の利用が欠かせないことから、EBM(Evidence Based Medicine)の手法に基づいたフッ化物利用について、広く周知することは喫緊の課題となっている。

このような現状に照らし、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図ることは、「8020」の達成の可能性を飛躍的に高め、国民の口腔保健の向上に大きく寄与できると考えられ、上記の厚生労働科学研究の結果を踏まえ、最新の研究成果を盛り込んだフッ化物洗口について、その具体的な方法を指針の形として定め、歯科臨床や公衆衛生、地域における歯科保健医療関係者に広く周知することとした。

2. 対象者

フッ化物洗口法は、とくに、4歳児から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。また、成人の歯頸部う蝕や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

1) 対象年齢

4歳から成人、老人まで広く適用される。特に、4歳(幼稚園児)から開始し、14歳

(中学生)まで継続することが望ましい。その後の年齢においてもフッ化物は生涯にわたって歯に作用させることが効果的である。

2) う蝕の発生リスクの高い児(者)への対応

修復処置した歯のう蝕再発防止や歯列矯正装置装着児の口腔衛生管理など、う蝕の発生リスクの高まった人への利用も効果的である。

3. フッ化物洗口の実施方法

フッ化物洗口法は、自らでケアするという点では自己応用法(セルフ・ケア)であるが、その高いう蝕予防効果や安全性、さらに高い費用便益率(Cost-Benefit Ratio)等、優れた公衆衛生的特性を示している。特に、地域単位で保育所・幼稚園や小・中学校で集団応用された場合は、公衆衛生特性の高い方法である。なお、集団応用の利点として、保健活動支援プログラムの一環として行うことで長期実施が確保される。

1) 器材の準備、洗口剤の調製

施設での集団応用では、学校歯科医等の指導のもと、効果と安全性を確保して実施されなければならない。

家庭において実施する場合は、かかりつけ歯科医の指導・処方を受けた後、薬局にて洗口剤の交付を受け、用法・用量に従い洗口を行う。

2) 洗口練習

フッ化物洗口法の実施に際しては、事前に水で練習させ、飲み込まずに吐き出せさせることが可能になってから開始する。

3) 洗口の手順

洗口を実施する場合は、施設職員等の監督の下で行い、5~10mlの洗口液で約30秒間洗口(ブクブクうがい)する。洗口中は、座って下を向いた姿勢で行い、口腔内のすべての歯にまんべんなく洗口液がゆきわたるように行う。吐き出した洗口液は、そのまま排水口に流してよい。

4) 洗口後の注意

洗口後30分間は、うがいや飲食物をとらないようにする。また、集団応用では、調整した洗口液(ポリタンクや分注ポンプ)の残りは、実施のたびに廃棄する。家庭用専用瓶では、一人あたり約1か月間の洗口ができる分量であり、冷暗所に保存する。

4: 関連事項

1) フッ化物洗口法と他のフッ化物応用との組み合わせ

フッ化物洗口法と他の局所応用法を組み合わせる実施しても、フッ化物の過剰摂取になることはない。すなわちフッ化物洗口とフッ化物配合歯磨剤及びフッ化物

歯面塗布を併用しても、特に問題はない。

2) 薬剤管理上の注意

集団応用の場合の薬剤管理は、歯科医師の指導のもと、歯科医師あるいは薬剤師が、薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において厳重に管理する。

家庭で実施する場合は、歯科医師の指示のもと、保護者が薬剤を管理する。

3) インフォームド・コンセント

フッ化物洗口を実施する場合には、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。

4) フッ化物洗口の安全性

(1) フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

本法は、飲用してう蝕予防効果を期待する全身応用ではないが、たとえ誤って全量飲み込んだ場合でもただちに健康被害が発生することはないと考えられている方法であり、急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも理論上の安全性が確保されている。

①急性中毒

通常の方法であれば、急性中毒の心配はない。

②慢性中毒

過量摂取によるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに発現する。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であっても、永久歯の歯冠部は、ほぼできあがっており、口腔内の残留量が微量であるため、歯のフッ素症は発現しない。骨のフッ素症は、8ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であるので、フッ化物洗口のような微量な口腔内残留量の局所応用では発現することはない。

(2) 有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、うがいが適切に行われる限り、身体が弱い人や障害をもっている人が特にフッ化物の影響を受けやすいということはない。腎疾患の人にも、う蝕予防として奨められる方法である。また、アレルギーの原因となることもない。骨折、ガン、神経系および遺伝系の疾患との関連などは、水道水フッ化物添加(Fluoridation)地域のデータを基にした疫学調査等によって否定されている。

5. 「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」

フッ化物応用に関する、より詳細な情報については、厚生労働科学研究「フッ化物応用に関する総合的研究」班が作成した「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照されたい。

みえ歯と口腔の健康づくり条例

平成二十四年三月二十七日
三重県条例第四十二号

改正 令和 三年 三月二三日三重県条
例第一一号

みえ歯と口腔の健康づくり条例をここに公布します。

みえ歯と口腔の健康づくり条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 各主体の責務、役割等（第三条―第十条）
- 第三章 施策の基本的事項（第十一条―第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動（以下「八〇二〇運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「歯科検診等」という。）を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

第二章 各主体の責務、役割等

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実

施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康増進法（平成十四年法律第三百号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）その他の歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割)

第七条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所において雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(市町等との連携、協力及び調整)

第九条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

(市町への支援等)

第十条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は八〇二〇運動等の歯科保健医療対策をしようとするときは、その求めに応じて、技術的な助言又は必要な情報の提供を行うものとする。

第三章 施策の基本的事項

(基本的施策)

第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。
- 二 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいう。）、障がい者その他歯科検診等を受けることが困難な者が歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。
- 三 妊娠期から子育て期までにおける母子が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。
- 四 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関する事。
- 五 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関する事。
- 六 スポーツによって生じる口腔の外傷等の予防及び軽減に関する事。
- 七 成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病との関連性に関する情報の提供及び啓発に関する事。
- 八 事業所における従業員の健康管理による歯と口腔の健康づくりの推進に関する事。
- 九 認知症の症状がある者、介護を必要とする者、高齢者等がフレイル及びオーラルフレイル対策（口腔機能の低下及び当該機能の低下が進行することにより生じる心身の機能の低下を未然に防ぐための取組をいう。）等の介護予防サービスを受けることができる環境の整備に関する事。
- 十 中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。）における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。
- 十一 平常時における災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に関する事。
- 十二 口腔健康管理及び歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上に関する事。
- 十三 医科歯科等の連携の推進に関する事。
- 十四 歯科医療に係る地域での包括的な支援及びサービスの提供体制の整備に関する事。
- 十五 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関する事。

十六 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関すること。
一部改正〔令和三年条例一一号〕

(基本計画)

第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針及び施策の方向に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
- 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査)

第十三条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基礎的な資料とするため、概ね五年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態の調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の実態の調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置等)

第十四条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いい歯の日及び八〇二〇推進月間)

第十五条 歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、十一月八日を「いい歯の日」とし、十一月を「^{けちまる}八〇二〇^{いまる}推進月間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二十三日三重県条例第十一号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画における評価指標と目標値

達成状況：達成◎ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
1	3歳児でむし歯のない者の割合	81.9% (平成28年度)	87.6%	90.0%	○
2	フッ化物洗口を実施している施設(幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等)数	129か所 (平成28年度)	173か所	180か所	○
3	12歳児でむし歯のない者の割合	58.8% (平成28年度)	67.6%	78.4%	○
4	12歳児で一人平均むし歯数が1.0本未満である市町数	14市町 (平成28年度)	25市町	29市町	○
5	小学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	3.5% (平成28年度)	2.6%	1.9%	○
6	中学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	4.8% (平成28年度)	4.3%	4.4%	◎
7	高校生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	5.7% (平成28年度)	4.3%	4.5%	◎
8	17歳で未処置歯を有する者の割合	30.5% (平成28年度)	22.8%	23.0%	◎
9	昼食後の歯みがきに取り組んでいる小学校の割合	74.1% (平成28年度)	—	80.0%	—
10	昼食後の歯みがきに取り組んでいる中学校の割合	26.6% (平成28年度)	—	32.0%	—
11	要保護児童スクリーニング指数(MIES)を活用している施設数	5施設 (平成28年度)	5施設	30施設	△
12	学校等で口に外傷を受けた子どもの人数	187人 (平成28年度)	161人	177人	◎
13	20歳代前半において歯肉に炎症所見を有する者の割合	20.9% (平成28年度)	—	20.0%	—
14	妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	13市町 (平成28年度)	22市町	29市町	○
15	40歳代前半で未処置歯を有する者の割合	22.7% (平成28年度)	—	16.4%	—
16	60歳代前半で未処置歯を有する者の割合	27.0% (平成28年度)	—	18.5%	—
17	40歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	28.9% (平成28年度)	—	25.0%	—
18	60歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	64.0% (平成28年度)	—	45.0%	—
19	40歳代前半で喪失歯のない者の割合	91.8% (平成28年度)	—	95.0%	—
20	60歳代前半において24本以上自分の歯を有する者の割合	81.1% (平成28年度)	—	85.0%	—
21	60歳代前半における咀嚼良好者の割合	87.9% (平成28年度)	—	90.0%	—
22	事業所において歯と口腔の健康づくりに関する健康教育を実施した数	7社 (平成28年度)	25社	42社	○
23	健康増進法に基づく歯周病検診に取り組む市町数	20市町 (平成27年度)	28市町	29市町	○
24	喫煙防止教育を行っている市町数	13市町 (平成28年度)	4市町	23市町	×
25	定期的に歯科検診を受ける者の割合	42.0% (平成28年度)	—	65.0%	—

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和4年度)	達成状況
26	歯間部清掃用器具を使用する者の割合	45.7% (平成28年度)	—	54.0%	—
27	8020運動を知っている者の割合	51.4% (平成28年度)	—	57.3%	—
28	かかりつけの歯科医を持つ者の割合	79.3% (平成28年度)	—	86.7%	—
29	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導を受けたことがある者の割合	66.2% (平成28年度)	—	75.0%	—
30	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所数	94機関 (平成28年度)	153機関	155機関	○
31	みえ8020運動推進員登録者数	342人 (平成28年度)	457人	500人	○
32	80歳代前半において20本以上自分の歯を有する者の割合	65.6% (平成28年度)	—	70.6%	—
33	65歳以上で口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている者の割合	57.3% (平成28年度)	—	70.0%	—
34	介護予防・日常生活支援総合事業の中で口腔機能向上サービスを実施している市町数	19市町 (平成29年度)	17市町	29市町	×
35	歯周病を有する特別支援学校高等部の生徒の割合	8.6% (平成28年度)	9.0%	6.8%	×
36	研修等に参加しているみえ歯一トネット登録歯科医数	60人 (平成28年度)	77人	90人	○
37	全国共通告ん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	268人 (平成28年度)	280人	318人	○
38	全国共通告ん医科歯科連携講習会を受講し、終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	143人 (平成28年度)	155人	193人	○
39	在宅療養支援歯科診療所数	116機関 (平成28年度)	119機関	141機関	○
40	在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数	239機関 (平成28年度)	301機関	282機関	◎
41	地域口腔ケアステーションにおける連携件数	629件 (平成28年度)	485件	904件	×
42	郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数	14市町 (平成28年度)	17市町	29市町	○

(平成29年度～令和4年度)



障がい児（者）歯科ネットワーク

ハ みえ歯ートネットについて

障がいのある皆様がより身近なところで歯科治療を受けていただけるように、また、必要に応じてより専門的な歯科治療を受けていただけるように、お手伝いするネットワークです。

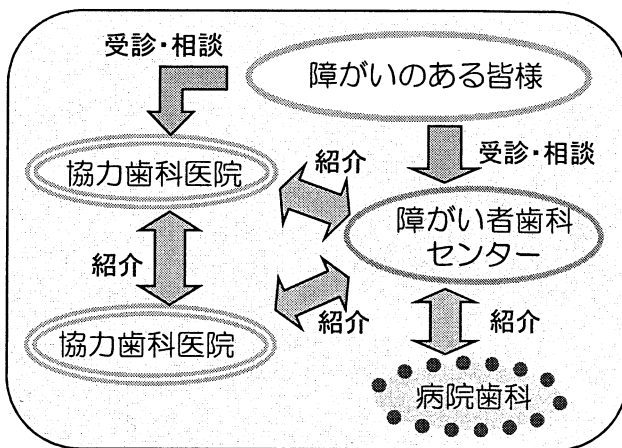
主な活動（歯科診療ネットワーク）

地域で障がいのある皆様が、安心して利便性良く歯科受診できるよう、障がいの程度や治療の内容に応じて、協力歯科医院と障がい者歯科センターが連携して必要な歯科医療を提供します。

みえ歯ートネット活用方法

- ① 協力歯科医院名簿を参考に、希望される歯科医院をお決めください。
- ② 事前に電話などで、直接、歯科医院にお問合せください。その際、障がいの程度や受診の理由などをお伝えください。
- ③ 受診時は、健康保険証と一緒に、お持ちの方は福祉医療費受給資格証、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちください。

また、お薬をお飲みの方はおくすり手帳をお持ちください。



協力歯科医院とは

身近なかかりつけ歯科医として皆様の相談窓口となり、歯科治療・定期的なケアを行う歯科医院です。そのために研修を受け、より良い治療ができるように努めています。

なお、協力歯科医院によって対応できる障がいの程度や治療が異なりますので、障がいの程度やお口の中の状況により、別の協力歯科医院や障がい者歯科センターを紹介することがあります。

*協力歯科医院以外の歯科医院でも従来どおり受診できます。

みえ歯ートネットに関するお問合せ先

公益社団法人 三重県歯科医師会・障害者歯科センター

TEL 059-227-6488 FAX 059-227-0510

三重県医療保健部健康推進課

TEL 059-224-2294 FAX 059-224-2340

協力歯科医院の情報は下記「みえ歯ートネットホームページ」でもご案内しています。

<http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/>

県内障がい者歯科診療施設

公益社団法人 三重県歯科医師会 障害者歯科センター (予約制)

- | | |
|--------|--|
| 1 対象者 | 一般歯科診療所での受診が困難な障がい児(者)の方 |
| 2 診療日時 | 水曜 10:00~13:00
木曜・日曜 10:00~12:00、13:30~16:00 |
| 3 場 所 | 津市桜橋2丁目120番地の2
口腔保健センター(三重県歯科医師会)
TEL 059-227-6488 |

四日市市歯科医療センター (予約制)

- | | |
|--------|--|
| 1 対象者 | 基本的に、四日市市に在住の、障がいのある方ならびに、市内の各種障がい者施設に通・入所、あるいは市内の事業所に就労している障がい者で、一般の歯科診療所での受診が困難な方(それ以外の方はご相談ください。) |
| 2 診療日時 | 火曜日・木曜日 午後1時30分~午後4時00分
(祝日と12月28日~1月3日を除く)
日曜日(概ね月2回) 午前9時30分~午後12時00分
※詳しくは、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。 |
| 3 場 所 | 四日市市本町9番12号
四日市市歯科医療センター
TEL・FAX 059-354-5130 |

歯科保健医療関係団体名簿

公益社団法人 三重県歯科医師会

会 長	事務局	住 所	TEL・FAX
大杉 和司		〒514-0003 津市桜橋2丁目120-2	TEL 059-227-6488 FAX 059-227-0510

三重県歯科医師会 各郡市歯科医師会

郡市歯科医師会・会長	郵便番号	住 所	TEL・FAX
一般社団法人 桑員歯科医師会 会長 岩田 義男	511-0068	桑名市中央町3丁目23 桑名シティホテル2階	TEL 0594-22-3517 FAX 0594-22-9380
一般社団法人 四日市歯科医師会 会長 芝田 憲治	510-0093	四日市市本町9-12	TEL 059-354-8512 FAX 059-354-8513
一般社団法人 鈴鹿歯科医師会 会長 元橋 庸好	513-0809	鈴鹿市西条5丁目118-5	TEL 059-382-9431 FAX 059-382-9437
一般社団法人 亀山歯科医師会 会長 秋本 和宣	519-0155	亀山市御幸町231 秋本歯科医院内	TEL 0595-82-0115 FAX 0595-83-3516
公益社団法人 津歯科医師会 会長 萬好 哲也	514-0004	津市栄町2丁目365	TEL 059-225-1304 FAX 059-223-3936
一般社団法人 松阪地区歯科医師会 会長 長井 雅彦	515-0078	松阪市春日町1丁目8 松阪市歯科センター内	TEL 0598-26-4803 FAX 0598-26-7603
一般社団法人 伊勢地区歯科医師会 会長 田口 昇	516-0076	伊勢市八日市場町13-1	TEL 0596-24-1904 FAX 0596-27-3833
一般社団法人 鳥羽志摩歯科医師会 会長 山本 修	517-0404	志摩市浜島町浜島3271-2 山本歯科医院内	TEL 0599-53-2121 FAX 0599-53-2127
一般社団法人 尾鷲歯科医師会 会長 松井 俊哉	519-3604	尾鷲市港町8-23 仲歯科医院内	TEL 0597-22-0155 FAX 0597-22-0159

一般社団法人 南紀歯科医師会 会長 中村 和道	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿1992-13 中村歯科	TEL 0735-32-3866 FAX 0735-32-3868
一般社団法人 伊賀歯科医師会 会長 村田 省三	518-0829	伊賀市平野山之下380-5 伊賀市総合福祉会館2階	TEL 0595-26-1418 FAX 0595-26-1419

一般社団法人 三重県歯科技工士会

会 長		住 所	TEL・FAX
片岡 均	事務局	〒514-0004 津市栄町2丁目410 山内ビル2階	TEL 059-226-3273 FAX 059-253-3873

特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会

会 長		住 所	TEL・MAIL
丹羽 友美	事務局	〒514-0027 津市大門7番15号 津センターパレス3階 津市市民活動センター気付	059-223-0815 080-5161-8020 080-6957-8020 mie-dh@infoseek.jp

三重の歯科保健

発行 令和3年10月

三重県口腔保健支援センター

(三重県医療保健部健康推進課)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2294

FAX 059-224-2340

E-mail : kenkot@pref.mie.lg.jp

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/index.htm>